

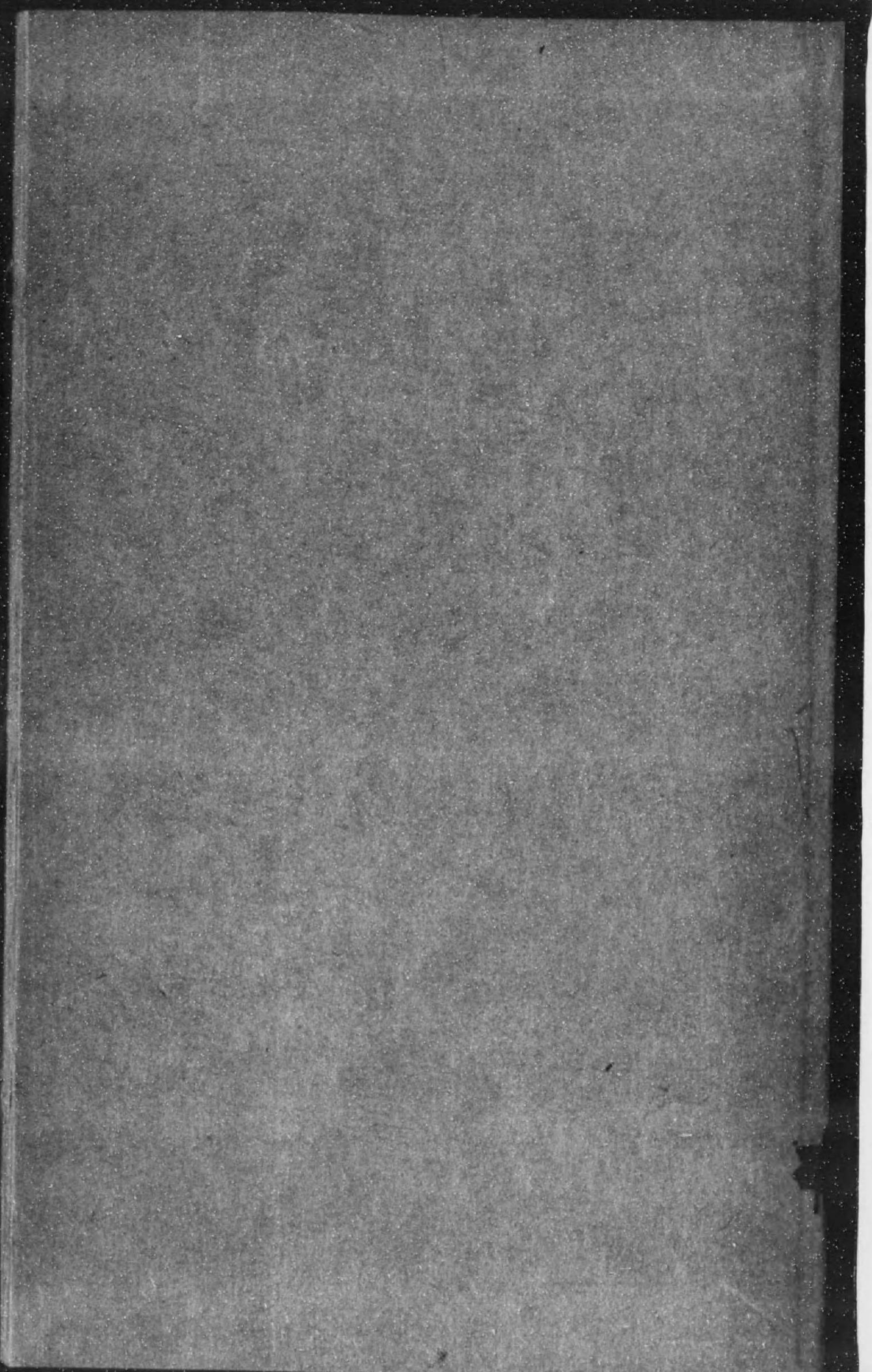
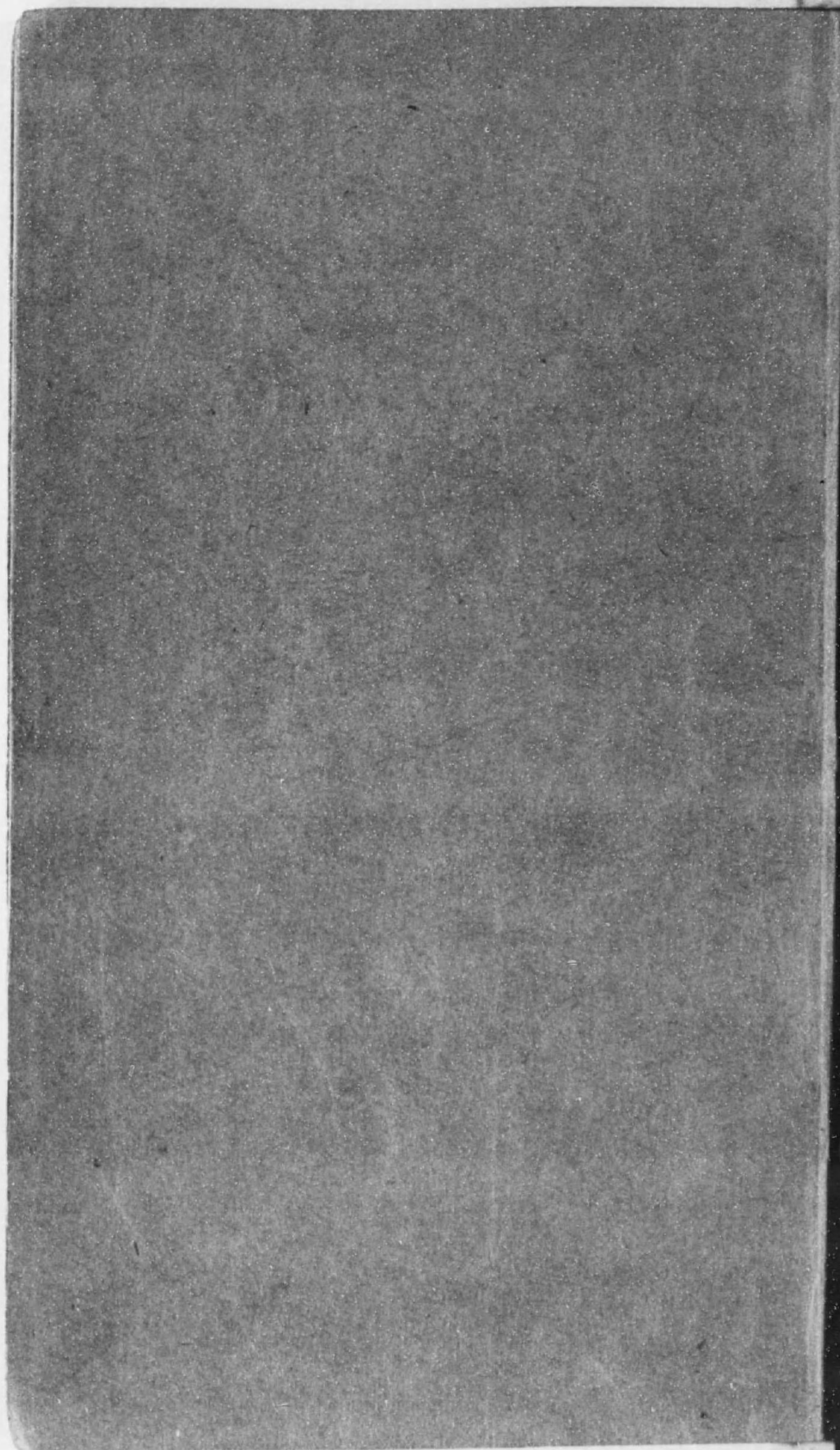
503

18



始





503-18

犯罪心理講義

文學士 寺田精一 述

東京 日本變態心理學會

大正
10.10.27
內交

犯罪心理講義目次

第一章 犯罪心理學

第一節	犯罪心理學の意味	(一)
第二節	客觀的犯罪心理學	(二)
第三節	主觀的犯罪心理學	(六)
第四節	犯罪心理學研究の方法	(九)

第二章 犯罪の發生

第一節	侵害と應報	(三)
第二節	動物の刑罰	(一五)
第三節	未開人の風習	(一八)
第四節	個人と社會	(三)

第二章 自然犯罪と人爲犯罪

第一節 犯罪の軌範……………(二四)

第二節 自然犯罪……………(二六)

殺人—窃盜・詐欺・偽造—性慾性犯罪—激情性犯罪

第三節 人爲犯罪……………(三一)

第四章 犯罪者の種類

第一節 犯罪者分類の標準……………(三三)

罪質による分類—犯罪の性質によるもの—犯罪の行はれ方によるもの—性別による分類—年齢による分類—犯数による分類—犯罪の原因による分類

第二節 犯罪の原因よりせざる犯罪者の分類……………(四三)

プロローソの分類—フエリの分類—フマソの分類

第五章 病理的犯罪者

第一節 病的中間者……………(五一)

第二節 癲 癩……………(五四)

癲癩の主なる症状—癲癩と犯罪行為癲癩—性異常性格

第三節 ヒステリー……………(六一)

ヒステリーの症状—ヒステリーと犯罪ヒステリー—性異常性格

第四節 酒精中毒……………(七一)

一時的の中毒—酩酊の心理—酩酊と犯罪—永續的の中毒—其の特徵—永續的の酒精中毒と犯罪

第五節 其他の中毒……………(八〇)

モルヒネ中毒—其の特徵—モルヒネ中毒と犯罪—其他の中毒

第六節 低 能……………(八三)

其の種類—低能と犯罪

第七節 神經質性並に變質性の異常性格……………(八七)

神經質性異常性格の特徵—變質性異常性格の特徵—中間者

第六章 生來的犯罪者

● 第一節 生來的犯罪の性質……………(九二)

 J. ロンアローソの無世遺傳觀——ロンアローソの説に對する反對——變質的表徴

第二節 悖德狂……………(九六)

第三節 生來的犯罪者と幼時……………(一〇〇)

第七章 習慣的犯罪者

第一節 稟性と境遇……………(一〇三)

第二節 人の不良化性……………(一〇四)

第三節 惡に對する思想……………(一〇六)

第四節 犯罪の習慣性……………(一〇八)

第五節 職業的犯罪者……………(一一一)

第八章 偶發的犯罪者

第一節 偶發的犯罪の原因……………(一一四)

 生活上の窮迫——感情の激奮

第二節 模倣的犯罪者……………(一二七)

第三節 一時的精神異常……………(一三〇)

特殊なる精神状態に因るもの——利慾に迷へる時——熱心狼狽せる時——強き刺戟に接せる時——沮喪時と發揚時——迷信せる時——夢遊時——特殊なる生理状態に因るもの——空腹時——月經時——妊娠時——産褥時

第四節 潜在的犯罪者……………(一三三)

 潜在的犯罪の意味——潜在的犯罪者の危険性——眞の偶發的犯罪者

第五節 錯誤に因る犯罪者……………(一三七)

 未遂及び誤解——不正又は不良の錯誤

第九章 感情的犯罪者

第一節 感情の激昂……………(一四一)

第二節 利他的犠牲的感情……………(一四四)

 復讐的犯罪——利他的犯罪——政治的犯罪——宗教的犯罪——迷信的感觸

第十章 社會適應性

第一節 社會適應性と犯罪……………(二五)

消極的社會不適應性——積極的社會不適應性

第二節 身體的條件と社會適應性……………(二六一)

身體の虛弱——身體の疾病——特殊な身體的特徴——不具——風采——容貌の美醜

● 第三節 精神的條件と社會適應性……………(二六八)

知能の不健全——感情の不健全——感情の興奮性——特殊情緒の興奮性——感情的融和性缺乏——感情の不整——感情の制御——意志の不健全——制止力の缺乏——衝動性の昂進——衝動性不充分且制止力過度

第十一章 犯罪行為の過程

第一節 動機に伴ふ經驗……………(二八五)

衝動的犯罪——有意的犯罪——行為其物に對して決意前後に得られる經驗——決意を助長するもの——決意を制止するもの——犯罪に附帶して起るもの——行為の結果によつて決意前に得られる經驗——決意を助長するもの——決意を制止するもの

第二節 實行に伴ふ經驗……………(二九四)

衝動的犯罪——有意的犯罪——感情的經驗——行為を變化せしむるもの——行為を中止又は未遂ならしめるもの——思考的經驗

第三節 實行の經過に伴ふ經驗……………(二九九)

躊躇——興奮——沈靜——不安

第四節 行為後に於ける經驗……………(三〇三)

對社會的經驗——對自己的經驗

第十二章 年齢と犯罪

第一節 年齢と心身の狀態……………(三〇八)

年齢による區分——各年齢の特徴——乳兒期——幼兒期——少年期——青年期——成年期——老年期

第二節 年齢と犯罪者の分配……………(三二二)

人口に對する犯罪者の比例——年齢と初犯時——年齢と罪質

參考書

犯罪心理講義

文學士 寺田精一述

第一章 犯罪心理學

第一節 犯罪心理學の意味

犯罪心理學とは、犯罪現象に關する精神的方面を對象として研究する學である。元來、この學は近代に起つた學であつて、犯罪現象に關する精神的方面の如何なる部分を研究するのか、又それを如何なる研究方法によつて研究すべきかは、未だ一定して居ない。尤も犯罪は、吾々の社會生活に直接の關係を有する事實であるから、昔から注意されては居つた。けれどもそれ等の多くは宗教

第一節 犯罪心理學の意味

一

本文正誤表

頁	五	二五	三四	三六	三八	三九	三九	四八	五七	六〇
行	4	10	8	6	2	11	12	11	7	9
誤	比	社會と繁	榮	犯	衰	繁	虛弱者犯	罪者	狀	異
正	比	社會の保	全と繁榮	犯	衰	煩	虛弱者犯	罪者	狀	異
頁	七二	七七	七九	八三	八五	八五	八六	一六九	一九六	二〇二
行	9	11	4	3	3	11	4	6	1	1
誤	一時間の	酒中毒	%	器	極	爲	爲	實	逃	行
正	一時的の	酒中毒	%	機	程	爲	爲	實	逃	行

的に又道徳的に観察されて、時には人類の特殊な潔癖から、これに觸れるのを心地よいこととしないで忌避し、犯罪其のものを心理的に又社会的に取扱ふことは餘り行はれなかつた。けれども近世の心理学や社会学や精神病理学の發達は、自ら犯罪を一つの重要な事實として研究せしめるやうになつた。のみならず犯罪に對する研究者の態度は、他の一般の學に見られるやうに、犯罪に直接間接關係して居る問題、換言すれば實用上の問題にも注意するやうになつた。従つて犯罪心理学といふ名稱の下に取扱はれて居る對象の範圍は、必ずしも一定しては居なくて、大體の傾向から二種類に分れて居る。即ち犯罪心理学の意味は、全く異つた二分野に於て述べられなければならないのである。

第二節 客観的犯罪心理学

これは犯罪者に對して起る様々な場合の心理現象を研究するものであつて、直接に犯罪現象そのもの又は犯罪者そのものみに關係した方面の研究ではな

い。而して犯罪者に對して起る場合は様々なものがある。例へば犯罪者に對する被害者、犯罪者に對する社會、犯罪者の處置、犯罪者に對する刑罰の影響等は何れもそれであるが、犯罪者の發生と共に直接にそれに關係を生じて來る審理並に裁判の方面がある。この最後の方面は、或人が犯罪人とされ且處罰される問題を含むものであるから、實際上最も肝要なものであつて、特殊な研究の必要が自ら起つて來る。この必要に應じようといふのが客観的犯罪心理学の研究である。固より審理や裁判には、單に犯罪者のみが關係するのではなく、直接に其の審理や裁判に關係するもの、即ち警察官や裁判官はいふまでもなく、證人や辯護人等も重大な關係を有するのであるから、これ等の人々が審理や裁判を媒介として現はすべき一時的の精神状態も、重要な研究方面となるのは明かなことである。これを約言すれば、客観的犯罪心理学は、裁判上の心理を研究するものであつて、特にこれを裁判心理学として呼ばれて居ることもある。

けれどもかかる審理や裁判は、要するに被告や證人や辯護人等の供述を基礎として判断するものであるから、先づ供述の正確なるや否やを知ることが大切である。従つて裁判心理學を供述心理學の一部として取扱ふことがある。

但しここに注意して置かねばならない事は、裁判は必ずしも犯罪者の裁判のみ定まつては居ない。犯罪とは全然關係して居ない民事上の事件を取扱ふ場合も含まれて居る。そこで上に述べるやうな供述心理學や裁判心理學が、犯罪心理學といふ名で呼ばれることの不適當なことを思はねばならない。けれども刑事上の事件は、兎に角犯罪者とされた人を刑罰に處するや否やを斷定するのであるから、人の問題であり行爲の問題であつて、單純な利益の問題や法の適用などよりも重要視しなければならぬのは當然な事である。換言すれば民事事件でも刑事事件でも、何れを粗略にしてよいといふことはないが、而も後者に於て最も慎重な態度を以てしなければならぬから、一般の供述心理學や

裁判心理學が、刑事事件を中心とした意味の客觀的犯罪心理學とも呼ばれて居るのである。

而してこの方面で研究の問題となるものは、**第一**に審理する時の審理者の精神状態、即ち審理者の推理、判断、憶測、比喩、豫想、誤解、氣分等の研究であつて、これ等が審理される人の供述に對して、如何なる關係があるか、如何なる場合に於て、最も正確に判定し得るか等の事實である。**第二**に審理されるものの精神状態であつて、感覺上の錯誤、聯想、記憶、忘却、性格、經驗、男女、年齢、教育程度、模倣、感情の昂奮、名譽心、酩酊等が、自己の行つた犯罪行為若しくは他人に關係する事實に對して審理される場合の答辯に、其の正確の度を異にして來る。従つて嚴密に審理するには、これ等の關係を充分に念頭に置いてかからねばならない。即ちこの兩面の様々な事實を、心理的に研究するのが、客觀的犯罪心理學である。故にこの心理學は、普通心理學ではな

くて特殊心理学の中に入るべきものである。

第三節 主観的犯罪心理学

これは犯罪者が犯罪を行ふに至る精神状態の研究であつて、この中にも犯罪を行ふ時に於ける精神状態を研究するものと、犯罪を行ふやうな傾向ある人の精神状態を研究するものとの二種があつて、多くの場合は両者が共に論述されて居る。即ちこの方面から考へると犯罪心理学は、普通の心理学のやうに、一般の人々の精神状態を研究するのではなく、又犯罪をなし若しくは犯罪をなす傾向のある人々の普通な方面よりも、寧ろ犯罪と關係を生ずる方面をのみ主に研究するのであるから、極めて特殊な研究であるといはねばならない。従つて人の普通の精神状態を對象とする普通心理学ではなくて、一般人の普通の状態と異つた特殊な又變態な時の精神状態を研究する特殊心理学であり又變態心理学である。

犯罪心理学 講義

犯罪心理学 講義

而して犯罪を行ふものは、必ずしも一個人のみで行ふものでなく、時には共犯を以て行ふことが多い。其の共犯も場合によつては極めて多數となり、其の甚だしい場合には數十百人といふ多數の人によつて、同種の犯罪が行はれるやうな場合もある。そこで主観的犯罪心理学は、個人の場合をのみ對象として研究する心理学とは限つて居ない。即ち吾人は多數人と共に居る時には、一人で居る時とは極めて異つた精神状態になるものであるから、上述するやうな犯罪の場合には、この特殊な状態にある所謂群衆心理で説明しなければならぬ場合も生ずるのである。

次に又犯罪現象は、男女間の性慾に原因することが極めて多いから、普通の心理学で研究される以上に、この性慾に關係する精神状態の研究が必要となつて来る。のみならず青年期に於て犯罪行為の現はれる場合が極めて多いから、青年期に特殊な精神状態も注意すべきものとされて居る。それと共に、婦人の

犯罪には、又一種特別な観察を要すべき場合が少くないから、婦人に特殊な精神状態が研究されねばならないことになつて居る。其の他、犯罪現象は、常に個人對外圍といふ事實を豫想してのものであるから、社會上の種々なる現象は多少に拘らずそれに關係を持つて来る。だから、社會心理的方面も亦重要視されて居る。或は又犯罪が、其の事實の性質として、精神病理的に行はれることが少くないから、自ら精神病理的研究が加味されねばならないこととなるのである。

かくの如くに主觀的犯罪心理学は、犯罪者の心理の、而も特殊な方面のみの研究であるから、簡單でありさうであるが、實は極めて複雑な性質を持つたものであつて、普通の心理学とは餘程其の趣を異にしたものとなるのである。而して一般に犯罪心理学又は刑事心理学といはれるものは、上の如き意味に於ける範圍を持つたものとして考へられて居る。爰に述べようとする犯罪心理学も、

亦この方面のものである。

第四節 犯罪心理学研究の方法

主觀的犯罪心理学では、犯罪者といふ一つの定まつた條件の内に入れられ得る人々の精神状態を對象とするのであるから、かの種々雑多な人々を包括した一般人の精神状態を對象とする普通心理学より、其の共通點が発見され易く、従つてこれが研究の方法にも頗る簡易なものがありさうである。けれども事實は決してさうでなくて、犯罪者は常に其の性質に於て、極めて多種多様であるばかりでなく、寧ろ時には普通の人の或變則な異常な方面が、しかも何れも個性的に顯著に表現されたといふやうな場合が多く、それに加へて犯罪行為そのものの性質が異り、特殊な手段によらなければ行はれないやうな行為すらもあるのであるから、研究の方法は決して簡易なものといふことは出来な^い。

尤も中には犯罪の種類によつて、又は犯罪の行はれ方によつて研究し、或は

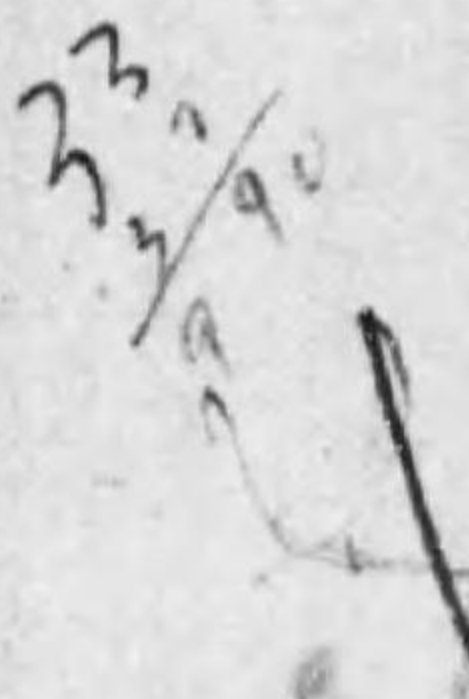
犯罪心理學講義

犯罪を行つた刹那の状態に重きを置き、或は犯罪行為に導いて行つた主觀的客觀的原因に重きを置き、或は又平常時に於ける精神状態を觀察して、各其を犯罪心理の主なる材料となされる場合もある。これ等は何れも犯罪者の個人個人に就いての研究であつて、それ等の綜合の上に犯罪心理としての説明が試みられるのである。けれどもこれとは全く其の行き方を異にして、個人個人の犯罪者を一々に涉つて研究するのではなくて、犯罪現象として示されて居る總括的事實から、即ち主として統計的事實から、種々なる相關關係に於ける状態を研究して、犯罪現象の説明を試みようとするものがある。従つてこれが社會心理的のものであるのはいふまでもなく、のみならず上に述べた意味の主觀的犯罪心理學の範圍とも稍其の範圍を異にして居る。

然しながら犯罪心理が、犯罪といふ條件で規定されて居るのであるから、其の犯罪といはれるものの意味は、これを等閑視することが出来ない。何となれば

犯罪心理學講義

ば犯罪の性質は、その個々に就いて考へる時には、決して自然法などのやうに何時も不變であるとはいはれない。即ち或種の行為は、同一の民族の間でも或時には犯罪として取扱はれたけれども、他の時には犯罪として取扱はれないことがあり、又或種の行為は、同時代に於ても或民族では犯罪として居るのに、他の民族では普通事として居ることがある。元來犯罪は、行為の善惡といふことに關係するものであるけれども、其の善惡は必ずしも絶對的のものでないから、犯罪なる概念の發生關係から觀察することが、やがて犯罪心理の研究に對する第一歩であることともなるのである。



第二章 犯罪の發生

第一節 侵害と應報

吾々は、自己竝に廣義の自己と解される自己の家族や自己の友人や自己の會社や自己の村や自己の國家の權利が他から侵害された時に、我れ關せずと落ちついて居られるものではない。何れの生物も、自己の生存に對しては其の賦與された能力を以て、出來得る丈けそれを防衛し、其の保全と繁榮とに向つて努力する本能を有して居る。従つて若し外部から何等かの侵害の加へられる際には、消極的にそれを避けるか、それではなければ積極的にそれを却けるやうに進むものである。殊に吾々人類は、他の生物と異つて自他の別を明かにし、其の場合場合に適應した態度を取ることが出来るから、侵害に對しても様々な形式

の反應が行はれる。この反應は即ち自己の保全と繁榮との爲の本能であつて、別段に深い考慮を費して後に初めて行はれるとは限つて居ないで、多くは殆んど衝動的に行はれる。石に躓いて倒れた時に其の石を蹴るが如き、刺した蚊を敲き潰すが如き、決して侵害といふことを明瞭に認めてから、然る後にそれが應報を試みて居るのではなからう。

かくの如き傾向は、人が相當な思慮を持つて居る時であつても、又相當な文化を有して居る社會であつても、往々興味ある點にまで進むことがある。而して自己竝に廣義の自己に對して侵害を加へるものは、必ずしも人類のみではない。時には他の下等な動物であることもあるから、それに對して個人が應報をするのは、何等の不思議はないけれども、時にはそれ等に對して一つの社會が特別な制度の下に應報を加へることすらある。人を殺したり人に傷けたり物品を毀損したやうな動物があつた時に、それに對して其の侵害の程度を社會の特

別な機關が審議して、恰かも人類に對するやうに、特殊な應報即ち刑罰の加へられたことは、決して珍しいことではない。

この侵害に對する應報が、人類に向つて行はれた時、それは普通の意味に於ける刑罰である。このやうに刑罰は、人類が漸く組織立つた團體的な協同生活をやるやうになつた場合に、先づ現はれなければならなかつた。即ち何れの社會でも、多少の文化を有して居る社會であるならば、必ずや刑罰といふものが存在して居つた。この事實は又反面から觀ると、組織立つた團體的な協同生活をして居る社會には、何處に於ても何時に於ても、その社會に生活して居る人に對して、何等かの侵害を加へるやうなものが見られたといふことになるのである。然らば果してこのやうに應報を受けるやうな侵害を加へるものが、人類のみに特に著しくあつたのであらうか。又人類のみがそのやうな侵害に對して應報を行つて居るのであらうか。

第二節 動物界の刑罰

刑罰を進化論的に又比較論的に研究しようとするものは、刑罰を決して人類に於てのみ見られる事實とはしない。それは現に下等な動物に於ても、極めて明瞭に存在する現象として居る。

團體的な階級的な生活をして居る蜜蜂や蟻には、食物の蒐集をするものがあるが、それ等の中で若し食物を蒐集しなくて歸つて来るものがあると、入口に番をして居るものが、それを追ひ返してしまふ。再三追ひ返されても尙懲りずに何物も携へなくて歸つて来るやうな事があると、入口の番人から咬み殺されてしまふのである。下等な昆蟲に於てこの現象の見られるのは頗る興味のあることといはねばならない。岩燕などのやうに多數集まつて生活して居る鳥類であると、時々多數のもの集まつて居る真中へ、一羽の鳥が呼び出されて、暫くの間喧しく囁られた後に、多數の鳥が其の一羽に飛びかかつて、殺してしま

ふやうなことが往々あるといはれて居る。鳥の研究者はこの現象を吾々の社會で行はれる裁判に比較し、真中へ呼び出された一羽の鳥が被告であつて、何等か他のものに侵害的なことを敢てしたものであらうと、説明されて居る。恐らくさうであらう。類人猿の中のチンパンチーは、何時も家族的生活をして居て、一雄一雌の制が頗る嚴重に行はれて居るのであるが、若し或雄が他の雄に屬して居る雌を挑むやうなことがあつて、それが他の多くのものに知れると、多数のものが寄り集まつて、其の雄に咬みついて制裁を與へるといふことである。即ち姦淫罪に對する刑罰に比すべき事實である。

このやうな性質の事實は、尙種々な動物の間に行はれて居つて、研究者の興味を惹いて居るものであるが、其の何れもが團體的生活をして居るものに於て見られるのである。即ち團體的生活をして居る時には、一個體と他の個體との接觸がある爲めに、一には其の生活上に於ける物質などの關係や性などの關係

から、二には一個體に往々現はるべき特殊な外れた性質や欲望が、他の全體のもの生活上に侵害を及ぼすやうな關係から、自然團體生活の上に不安を起さしめ、それが又他の各の個體に對する不利を來さしめる場合が生じ易い。かかる場合にそれ等の動物は、自己保存の本能から、本能的に其の不安や不利を得せしめるものに向つて、特殊な應報が加へられるのである。換言すれば、個體の個性を認めなければならぬ以上は、それが團體的生活をなす時、必ずや侵害と應報とが現はれて來なければならぬ。そこでその發達程度は頗る低いものであつても、本能的に刑罰類似の現象が生じて來るのである。かくて吾々の社會に見られる犯罪と呼ばれ又刑罰と呼ばれるやうなことは、決して吾々人類のみに初めて出現したことはなくて、團體生活をして居る下等な動物にも現に見られて居る。即ち犯罪とか刑罰とかいふ社會的事實の起源は、其の由つて來るところが極めて遠いもので、其の根柢の頗る深いものといはなければなら

なり。

第三節 未開人の風習

未開人の風俗習慣を観ると、中には吾々文明人と何等選ばないやうなものもあるが、中には少くも其の外形上の現はれ方では、吾々の社會の人々の眼から見て、驚異に價するやうなことを見ることが少くない。

殺人は何時も悪いこととされて居つた。けれども未開人の中にはこれを當然なこととして行つた場合が少くない。例へばインドゲルマン族の間では、病老等の爲に死に瀕して居る両親を殺害し、又は外に遺棄して死に就かしめた。古代ギリシャのケオス島では、六十歳以上の老若には毒を飲まして死せしめる法律すらあつた。又古代プロシヤでは、奴婢の盲者跛者等の廢人や老人を樹枝で縊れしめ、老親を僧侶の宣言に基いて縊死せしめることが行はれた。今それ等を正面から見ると、如何にも殘忍極まることを普通事として行つたやうに見える

義 講 理 心 罪 犯

るが、實際上に於ては、老衰者はこれ等の社會では生活物資の關係や、牧草を追ふ關係や、他との争闘の關係などから、其の社會一般の者に對して重い負擔となるのであつて、それ等の存在を許すことが一つの苦痛であつたのである。即ち自己の社會の爲に普通では大罪とされることが、當然な事として行はれたのである。現今の未開人なるブッシュエメンやホツテントットなどが、その生活物資の關係から、人口調節の方法として、嬰兒殺を普通事として行つて居るのも、亦上のやうな點に其の原因があるのである。

財物を窃取することは、何時も悪いこととされて居つた。けれども未開人の間では、それが寧ろ賞讃すべき行爲として行はれて居ることがある。パタゴニヤ人は、他の部落から何か掠奪して來なければ、妻帯するの榮譽が得られないことになつて居る。蒙古の或種族でも、掠奪が社會上の尊敬すべき行爲とされて居る。これ等を正面から見ると、如何にも普通吾々が犯罪として居ることを

當然な事として行つて居るやうであるが、實は決してさうではない。即ちこれ等の種族は、互に掠奪し合つて生活をなして居るのであつて、掠奪が自己の生存上に又其の社會の一員としての生存上に、肝要な資格となるのである。但しここに注意すべきことは、自己の部落に於てこの行爲を行ふことが極めて嚴格に禁じられて居ることである。例へば少し以前の臺灣の生蕃の内に於ては、他の部落から掠奪すれば賞讃されるけれども、これに反して自己の部落のものを窃取する時には、手首を切り落されたものである。又東亞弗利加のバラントス族も、他の種族のものから掠奪することは獎勵されて居つて、其の巧妙なものは、兒童に掠奪を教へる爲めに、他種族遠征の時に先導者たるの名譽が與へられる程であるのに、自己の種族のものから窃取した時には、其の部落のものから殺害を以て報いられたのである。

このやうな關係から、未開人の間に行はれて居る風習の中には、文明人の吾

吾の眼から一見して、犯罪の公認されて居るやうな外形のものもある。けれどもそれは外形のことであつて、實際上に於てはそれが自己の團體生活の爲めに好都合なやうに現はれ、其の社會及び自己の保全と繁榮との爲めに、必要な行爲と考へられて居るのである。即ち如何に未開人であつても、自己の團體生活の爲めといふことは、假令今日の吾々の意識するやうに、明瞭なものではないにしても、本能的に現はれて居り、それが未開であるだけに、赤裸々に特殊な形式で行はれて居るのに過ぎないのである。文明社會のものでも、他國と干戈を交へるに際しては、敵を多く殺戮したものが勇者とされるやうなことは、殺人行爲であるけれども、自己の國家の保全と繁榮といふ背景の下には、何等の疑を以て迎へられないばかりでなく、榮譽とされて居るのである。

第四節 個人と社會

このやうに考へて來ると、或る行爲に對して苦痛な應報の加へられる場合は、

殆んど常に、即ち暴君などの社會に臨む時は例外として、個人が自己の生活する社會に對して何等かの侵害を加へるやうな場合である。而して社會は一つの有機的團體であつて、恰も各の個體が自己の保全と繁榮とに對する強烈な本能を有するやうに、社會自らが亦自己の保全と繁榮とに對する強烈な本能を有して居る。かかる本能的要求は、普通社會意志として呼ばれるものを中心をなすものであつて、同類者異類者が相互補足的生活を營む時、自然の間に現はれるものである。自然の間に現はれるものであるけれども、それが社會としての團結が鞏固になればなる程、其の社會の各の個體に頗る明瞭に意識され、それ丈に其の社會團體に加へられた侵害に對しては、明瞭な意識を以て復讐と憎悪とが報いられる。

けれども上にも述べたやうに、個體の不均一といふことが、自然現象として免れ難き事實である以上、其の精神的又身體的の欲望や其の發動は、千差萬別

に現はれなければならない。唯其の大多數のものは、大凡或範圍を逸しない程度に現はれるのに、或少部分のものは、其の範圍を逸しなければならないやうな性質や境遇を持つて居る。これは個體の甚だしい相違の存在から觀て、許さねばならない事實である。かくて一つの團體生活があると、程度に幾分の相違こそあれ、大多數の行き方と合はないのみならず、逆行するやうな侵害をなすものが、如何なる場合にも起つて來る。そこで如何に順從な民族でも、又如何に名君が治めても、或は又如何に生活上好都合な境遇に置かれても、何時も刑罰法だけは制定しなければならなかつた。社會制度が漸く完備しかけて、先づ現はれたのが刑罰法であつて、他の様々な法律は遙に後に至つて現はれたことは、誠に興味あることといはねばならない。ここに犯罪の發生に關しての等閑視してはならない事實がある。尙かくの如き問題の考察には、自然犯罪と人為犯罪とに就いて注意しなければならない。

第二章 自然犯罪と人爲犯罪

第一節 犯罪の軌範

以上述べるやうに、團體的協同的に社會を構成して居るものは、其の社會の文化の程度を問はず、自己の社會の保全と繁榮とに向つて侵害を加へるやうなものがあると、それに特殊な應報が與へられて居るのであるが、その侵害が侵害として一般に認められる標準は、實際上明瞭のやうで、しかも明瞭にいふことの出来ないことが少くない。換言すれば、この社會的應報の與へられる犯罪の軌範は、少くも外形上では、必ずしも絶對的普遍的にはなつて居ない。即ち同一の行爲が同じく自己の社會の内に於て行はれても、時には犯罪とせられ、時には犯罪とされぬことがある。そこで、犯罪に對する軌範の問題が起つて來

る。

のみならず具體的の刑罰を科する刑罰法は、發布によつて力を生ずると共に廢止によつて力を失ふものであるから、従つてそれによる軌範は、道德上に於ける善惡正邪の軌範のやうに、其の社會の永い傳統から自然の間に現はれた永續的權威に富んだものではない。そこで法律上の犯罪は、何時も一定した行爲のみが犯罪とされては居ない。かかる關係から主として法律上に於ける犯罪を對象として研究するには、如何なる點に其の對象の標準を置いてよいかが一つの問題とされるのである。殊に普遍的妥當的な犯罪行爲を捕へて、それを研究するのが犯罪の本質を知る上に、最も肝要なことであるといふならば、單純に其の社會の繁榮とに侵害を加へる行爲であるといふばかりでは、頗る不充分であつて、如何なる種類の如何なる形式の行爲が、この普遍的妥當的な犯罪行爲として認められるかを知らねばならない。これに關しては社會學の見解から犯

罪を發生的に考察しようとする學者が、種々な所論を公にして居るが、ガロフ
アロの主唱した自然犯罪並に人爲犯罪の思想は、其の主なるものとして擧げな
ければならない。

第二節 自然犯罪

① 人類の社會を觀察すると、勿論多種多様な行爲が示されて居る。けれどもそ
れ等の中には、人の社會性に違反する行爲や、人の本性に違反するやうな行爲
も往々見られる。かくの如き行爲は、殆んど如何なる社會に於ても、亦殆んど
如何なる時代に於ても、犯罪行爲として認められたものである。それをガロフ
アロは自然犯罪と呼び、或社會にのみ限られ、又或時代にのみ限られて犯罪行
爲とされるものと區別した。

② この意味に於ける自然犯罪は、要するに犯罪行爲としての絶對性を有するも
のともいはれ、これに屬するものとして、一に殺人、二に窃盜詐欺偽造、三に

性慾性犯罪、四に激情性犯罪の四種が擧げられた。

一、殺人。これは人の生命に對する感なきより起るもので、元來生命の感
人が生物たる以上は先づ第一に有すべきものであつて、これなきものは既に生
物たるの本性を失つたものである。のみならずかかる行爲の濫行は、人類の生
存を危ふするものである。

二、窃盜詐欺偽造。これ等は何れも誠實の感なきより起るもので、元來誠實
の感、原始的生活をなせるものより文明的生活をなすものに至るまで、苟く
も團體的協同的生活をなす以上は、當然なければならぬ性質である。殊に人
の生存上に肝要な物資が、これ等の行爲によつて侵されることは、各人の生存
を危ふするといふことになるのである。

三、性慾性犯罪。これは羞恥の感のなきより起るものである。元來人が社會
生活を營む上には、一面に名譽心を有しなければならぬと共に、他面に羞恥

心をも持つて居なければならぬ。これ等が存在する爲めに社會は圓滿な發達をなすのである。若しこれがない時には、社會の平和な秩序は保たれなくなるのは當然なことである。

以上の三種のものは、何れも人の本性に悖り、人の社會生活に反するものであつて、一部の人のいふ**道徳的色盲者**である。従つて人類の如何なる社會に於ても、これ等は犯罪として取扱はれるのである。尤もこれ等の犯罪が、各々上述の如き特殊な感なき場合にのみ起るや否やには、議論の餘地がないでもない。

四、激情性犯罪。これは感情激昂の爲めに行はれるもので、それが衝動的に行はれる結果全く盲目的に現はれ、従つて其の社會や他人の關係等を顧慮する何等の餘裕がない。頗る危険性に富んだものといはねばならない。そこでこれが何れの社會に於ても何れの時代に於ても犯罪とされるのは當然な事である。但しこの種のもものは、近世の刑罰に關する思想の發達した結果、多くは特殊な

ものとして取扱はれる範圍とされ、充分な責任を有するものとしては觀られない場合が多くなつたのである。

兎に角、自然犯罪として呼ばれるものは、其の性質上人の社會生活に最も不安と危害とを興ふるものであるから、犯罪の本質の研究はこの自然犯罪を對象として進まねばならないといふのである。但し自己の社會の爲めといふことが加はると、時にはこの自然犯罪も犯罪として取扱はれないことが間々ある。其の中最も興味あるはスバルタの少年者によつて行はれる窃盜行爲であつた。スバルタでは、窃盜が他人の虚を襲ひ相當な狡智がなければ行はれないものであるところから、少年者の智的訓練の爲に窃盜は寧ろ獎勵された。けれども若し被害者から發見されて捕へられるやうなことがあると罰せられたが、それは窃盜そのものの爲めからではなくて、捕へられるやうな無智な仕方で行つたといふ點で罰せられたのであつた。當時に於ては、かくの如き教養が掠奪の行はれ

合つた地中海沿岸に勇飛し、スバルタの勢力を張る上に必要なものであつたのである。けれどもかかる實例は、これを例外と観なければならぬ。

第三節 人爲犯罪

〔自然犯罪に對して、一時の政策の爲めに若しくは或種類の事情の爲めに、特別に定められた法律に反したものを人爲犯罪といふのである。即ちかかる性質の法律は、其の時代を異にし又其の社會を異にすると共に、其法律存在の意味を失ふのが寧ろ當然であつて、従つてこれに違反するが如き行爲も、亦必ずしも不變的に犯罪行爲たるの性質を有するとはいはれない。そこでこれを人爲犯罪と呼ぶのである。〕

而してこの種のものの最も顯著なる場合は、或權力者が自己を中心として欲望を満足せしめんが爲めに、任意に判定した法律の如きそれであつて、不徳な専制君主や貴族によつて、不自然な罪名の下に多くの者が處罰されたことは、

古來其の例に乏しくない。けれども或時代に又或社會にのみ特殊な法律であつても、これが其の社會一般の者の爲めであり、其の社會自體の爲めであるならば、假令それが人爲犯罪であつても、犯罪の本質としては充分に是認すべきものである。かくの如くであるから、人爲犯罪は自然犯罪のやうに、犯罪の本質上の研究としては、その價值が少いといはねばならないけれども、しかも犯罪を其の社會の特色や政策を考察する方面からいふならば、決して輕んずべきものでなくて、即ち其社會の史的研究には資するところが頗る多いといはねばならないのである。

人爲犯罪の例としては種々なものを擧げることが出来る。例へば酒造法の制定されなかつた時には、密に酒を醸造しても何等の制裁はなかつたが、今日では明かに處罰される。又煙草專賣法の制定されなかつた時には、自己の畑で自己が培養した煙草の葉なら、自由に喫煙して當然とされて居つたのに、今日で

はそれが假令一二枚の葉であつても、專賣法によつて罰せられなければならない。或は又米の賣買は自由に行はれて居つたのであるが、朝米價問題が喧しいものとなつて、米穀の賣買を政府が監理しなければならなくなり、それに關して法令が發布されると、其の規定を外れた賣買は直ちに刑罰を以て報いらねばならないこととなるのである。

かくの如くに犯罪そのものの軌範は、必ずしも明瞭なものといふことは出来ない。殊に社會生活が複雑になつて、人々の生活様式が單純でなくなると、一層その軌範の範圍が面倒なこととなる。そこで犯罪はいふまでもなく一つの社會現象であるから、其の社會と共に種々な變遷を受けるのは當然であるが、しかも殆んど常に人爲犯罪といふ方面で、益々複雑なものとなり又多様化して來るのである。それだけ犯罪に對しても又犯罪者自らの心理に於ても、原始時代のそののやうに素樸的なもののみではなくなるのである。

第四章 犯罪者の種類

第一節 犯罪者分類の標準

如何なる事物の種類を規定するにも、何等か一定した標準がなければならぬ。犯罪の種類を規定するにも、亦或一定した標準が必要であつて、其の標準によつて色々な分類が出来る道理である。

尤も犯罪者が犯罪するやうな傾向を、或特殊な惡魔や惡靈の憑依に歸して居つた素樸的時代に於ては、犯罪者の分類といふことは、左程に困難なことではなくて、只其の憑依して居ると信ぜられたものの性質で分ける位なものである。けれども犯罪者に對しての社會の注意が精細に向けられ、又犯罪者が犯罪行為を敢てするに至つた直接若しくは間接の原因を顧慮するやうになり、或は又個

人としての人間の研究が盛に行はれるやゝになつて、犯罪者の分類は頗る複雑な關係に於て注意しなければならなくなつた。この分類を複雑化したものは、要するに犯罪者を觀察する場合の必要に應じて、種々な方面から標準を取らなければならなくなつた爲めである。かくて先づこれ等の種々な方面からの標準によつて觀ると、大凡次のやうになるのである。

一 罪質による分類 これにも亦犯罪の性質によるものと、犯罪の行はれ方によるものとを考へることが出来る。

犯罪の性質によるもの

これは法律上で定められた罪名によつて分けるもの

であつて、窃盜とか詐欺とか殺人といふが如き、或は又法律の種類から見て、刑法犯とか特別法犯といふが如きそれである。従つてこれには、一には法律によつて命名されて居る犯罪の種類丈けある場合と、二には刑罰を規定された法律の種類丈けある場合とあるといはねばならない。けれどもこれを犯罪心理の

上から考へると、一つの難點がある。即ち同一人であつても、或は刑法犯に該當する行爲をなせると共に、又特別法犯に該當する犯爲をなせることがあり、或は同人であつて、或時には窃盜をなし、他の時には詐欺をなすといふやうに、同じく財産に關する犯罪ではあるけれども、其の性質を異にする場合と、或時には強盜をなし、他の時には殺人をなすといふやうに、一方で他人の財産を侵害して居るのに、他方では他人の生命を侵害して居るやうなことがある。若し犯罪そのものの研究である場合には、この分類も相當に必要なものといはねばならない。或は又窃盜とか殺人とかいふ罪名の下に分類さるべき各の罪質の中には、おのづから罪名の同一に伴ふ共通點存在し、従つて犯罪としての精神的方面にも亦共通した精神的要素の認められるのは當然であるから、窃盜の心理とか殺人の心理とかいふ意味に於ては、必要なものとなつて来る。けれども犯罪者を對象として考へる場合には、同一人で各種の罪名の犯罪を敢てして居る

ものを、罪名によつて分類して見ても効果のないことである。換言せば犯罪者の心理として概括的に研究する上には、この種の分類は適當なものではない。そこで一部の論者は、先づ犯罪心理の概論として一般的の犯罪を敢てする精神状態を述べ、次に各論として各種の罪名によつた分類に基いての精神状態を述べべきだと云つて居る。

犯罪の行はれ方によるもの

これは犯罪行為の外形を観察するものであつて、

これが種々に分けられるのはいふまでもない。例へば感情性のもものと然らざるもの、對財物的のもものと對身體的のもの、習慣的のもものと偶發的のもの、豫謀的のもものと突發的のもの、智能的のもものと然らざるもの、激越的のもものと然らざるもの、單獨的のもものと共犯的のもの、善意的なものと惡意的なもの、對自己的のもものと對他的のもの、獨創的のもものと模倣的なもの、教唆的煽動的のもものと被教唆的附和雷同的のもの等、種々に分類して見ることが出来る、従つて

この種の分類は犯罪の外形的研究に必要なものといはねばならない。

二、性別による分類

いふまでもなく犯罪者を男と女とに分類することである。

男と女とは其の體質を異にするばかりでなく、其の精神状態も頗る相違したものであつて、男は女を不可解なものと思へ、又女は男を不可解なものと思つて居る。且又兩者はその男たり女たる相違から、其の生活上にも極めて著しき相違を示して居り、従つて各々の日常の行動にも特殊な方面を持つて居るのは明かなことである。故に犯罪心理學に於て、犯罪者の精神状態を研究し又犯罪現象を観察するには、男性犯罪者と女性犯罪者とを區別して、各々の方面から注意しなければならぬ必要がある。そこで或學者は、女性犯罪者を全く別種の研究範圍に屬せしめて、普通の男性犯罪者との混同を避けて論述して居る。而して吾々の社會に於ける男と女との割合は、殆んど相接近した數となつて居るけれども、女が男に比較して精神的にも社會的にも消極的生活をして居る關

係から、社會的軌範殊に法律上の軌範を犯す場合も、亦男に比較して遙に少いこととなつて居り、我が邦に於ても刑法上の犯者のみより見れば、最近は男の犯罪者百人に對して、女は僅に七人か八人になつて居るは過ぎない。他の國に於ても、幾分の相違はあるが大同小異である。このやうに女に犯罪者の少いことは、一にはそれから社會の蒙る危害の比較的少いことから、二には研究者が男に多いことから、三には從來女の問題が兎角男の問題に比して後廻しにされた關係から、一層それを等閑視せしめて、時には犯罪者の研究といへば、男性犯罪者のみの研究を以てされることもあるのである。

三、年齢による分類　これも性による分類と類して、極めて明瞭になし得るものなると共に、又頗る重要なものである。即ち年齢は、吾人にとつて決して單純な關係に存するものでなくて、それが吾人の精神並に身體の發達に重大な關係を有する事はいふまでもなく、その他社會生活上の諸種の事實にも肝要な

關係を有するものであるから、年齢の分類は最も注意しなければならぬことになるのである。殊に法律上の犯罪者といへば、何れの國に於ても刑法上の一定の年齢以上に達したものに於て認められ、それ以下のものは如何なる行爲を敢てしも、それに刑法上の責任を科せないこととなつて居る。それはいふまでもなく、人が大凡一定の年齢に達しなければ、行爲に對しての責任を問ふことの出来るやうな人格者として考へられないとの思想に基くものである。我邦では滿十四歳以上のものを以て、法律上犯罪者として取扱ふことになつて居る。次に問題となるのは老年者である、老年者が法律上殊に刑罰法規から除外されて居つたことがないではないが、我邦現行の刑法其他刑罰法規に於ては、殊にそれを除外しては居ない。けれども老年者殊に滿六十歳以上のものは、普通の壯年者と比較して、其の身體上にも又精神上にも、著しい變化特に衰退を來たし、一般の繁瑣な社會に於て敏活に活動しつつあるものと、對等せしめて

観察することの極めて不自然な場合が少くない、勿論老年者に於ても壯者を凌ぐやうな心身の強健なものがないではない。けれども其のやうなものは老年者の全數から見ても寧ろ少いと認めねばならない。

兎に角年齢は、人生に重要な条件を與へるものであつて、従つて人が犯罪行為をなすに於ても、亦年齢が重要な關係をなし、犯罪の動機や仕方や性質等に注意すべきものを與へるのはいふまでもないことである。而して普通に年齢による犯罪者の分類は、少年期、青年期、中年期、並に老年期の五期の年齢の區分によつて居る。就中少年期のものは漸く思春期に達する十二三歳までをいひ、刑法上の對象としてよりは、少年法の對象とすべきもので、刑罰的處分を加ふるものではない。青年期のものは法律上の責任年齢より二十五歳までの心身完成期に至るまでをいひ、中年期はそれ以上五十歳までを、老年期はそれ以上のものをいふ。尤も我が邦などに於ては、十四歳乃至十八歳のものを、幼

義 講 理 心 罪 犯

年犯罪者として特殊な處遇の下に置き、十八歳乃至二十歳のものを未丁年犯罪者として又特別に處遇されて居るやうなこともあるのである。

四、犯數による分類 犯數に於て最も注意せざるべからざるものは、初犯者と累犯者との區別である。何となれば初犯者は初めて犯罪者として處遇されるものであつて、累犯者は二回以上其の處遇を受けるものであるから、行刑上區別の必要ある外に、其の犯罪的傾向の程度にも區別して觀察する必要があるのである。

但し一般に初犯者といはれるものは、初めて刑罰に問はれたものをいふのであるが、しかもこれを實際上からいふならば、同じく初犯者として取扱はれるものの中に、唯一回のみ犯罪行為を敢てせるものと、二回以上反復犯罪せるものがある。而して犯罪者の犯罪時に於ける精神状態からいへば、一度しか犯罪しなかつたものと、今迄刑罰に問はれたことはなかつたけれども然かも幾度

義 講 理 心 罪 犯

も犯罪したものとでは、兩者の間に犯罪行為に對する心的因果關係が頗る相違して居るといはねばならない。かくて刑罰の効果といふ方面からいふならば、刑罰に處せられたと否とで區別することが肝要であり、従つて行刑上の便宜と注意とに益することが少くない。けれども犯罪的傾向の程度といふ方面からいふならば、假令刑罰に處せられたことはなくとも、幾度も反復犯罪して居るものは、其の習慣的關係から、事實上一度しか犯罪しないものと區別すべきものである。即ち前者に習慣的犯罪者といはるべきものを含み易いと共に、後者に偶發的犯罪者といはるべきものを含み易いと云はれるからである。

五、犯罪の原因による分類　これは犯罪者が犯罪行為を敢てするに至つた原因を研究し、それによつて分類するものである。この種の分類は、犯罪者の個人的研究の精細に行はれる程、正確に行はれ得るものにして、犯罪心理の研究や犯罪者の處遇や一般の刑事政策の上から、最も必要な分類の標準といはねば

ならない。所謂主觀的犯罪心理學の研究する基礎的な主な部分である。何となれば主觀的犯罪心理學は、犯罪者に特別に見られる精神状態、又は普通に現はれる程度を逸した精神状態を以て、其の研究の主たる對象となすものであるから、犯罪者が犯罪をなすに至つた原因、特に犯罪者としての性格上に於ける特徴が、最も主要な部分をなし、それに附帶した種々な事實は、研究上全く副的部分をなして居るからである。従つて犯罪者の研究家の多くは、この標準即ち犯罪の精神的方面に於ける原因を以て分類して居る。そこで假令其の研究の主眼點や立脚地を異にするものであつても、大體に於て相類した分類をなして居る。次にこれに關して少しく述べなければならぬ。

第二節 犯罪の原因よりせる犯罪者の分類

一、ロンブローゾの分類　犯罪者を最も科學的に又個別的に研究し始めたのは、伊太利トリノ大學の教授であつた、チャーザレ・ロンブローゾである。從來

犯罪者の研究は、多少學者の興味を惹いて居つた問題ではあるが、一般に法律家や倫理學者が抽象的に論述して居たり、醫學者が精神病學的に研究して居た位で、未だ各方面の學者が、これを科學的に又個別的に研究するところまでは進まなかつたのである。然るにロンブローゾが、犯罪者に對して精神病學的に生物學的に、又解剖學的に精密な研究を試み、其の結果を公表するに至つてから、急にこれに對する批評が多く出で、それと共に科學的に研究する學者も頻頻として輩出するに至つた。従つてこれより以前には、特に犯罪者の分類を、相當な證據の下に試みたものはなかつたのである。然るにロンブローゾが、直接に個々の犯罪者について、精密な研究をして見ると、犯罪者なるものは、當時普通に考へられて居つたやうに、決して單純な意味に於ける不良者ではなくて、或は生れながらに犯罪をなし易いやうな傾向を有して居つたり、或は全く偶發的な事情から犯罪行爲を敢てするやうになつたものなど色々あつて、決し

てこれを一様に見ることの出来ないものであるといふことに心づいた。換言せば、犯罪者が犯罪をなすに至る原因には種々あつて、決して單純なものではない。故にこれが處遇にもそれ相應な方法を探らなければ、何等の效果の擧げないものであることに注意し、かくて犯罪者の分類が科學的見地から、初めて行はれるに至つたのである。

かくてロンブローゾが、初めに最も注意したのは、**第一に生來性犯罪者であつたが、其の研究の歩を進めると共に、二に精神病的犯罪者、三に感情的犯罪者、四に癲癩的犯罪者、五に偶發的犯罪者の四つを加へて五種とした。**

それ以來、多くの學者が犯罪者を研究して、各々其の分類を公にするに至つた。今其一二の例を擧ぐれば次の如くである。ハヴロック・エリスは、**一に政治的犯罪者、二に激情的犯罪者、三に精神病的犯罪者、四に本能的犯罪者、五に偶發的犯罪者、六に習慣的犯罪者、七に職業的犯罪者の七種に分けて居る。**こ

の中本能的犯罪者といふのは、ロンブローゾの生來的犯罪者に相當するものである。又アッシュャップフェンブルグは、一に發作的犯罪者、二に感情的犯罪者、三に偶發的犯罪者、四に豫謀的犯罪者、五に再發的犯罪者、六に習慣的犯罪者、七に職業的犯罪者の七種に分けて居る。この中の發作的犯罪者といふのは、ロンブローゾの感情的犯罪者といふものに該當し、又豫謀的犯罪者の中には、ハヅロック・エリスの本能的犯罪者も包含されて居るのである。

二、フェリの分類 けれども一般によく用ひられて居るのは、ロンブローゾの高弟であるエンリコ・フェリの分類であつて、これは犯罪の個人的原因と社會的原因とを、明確に考察の上に加へて、次のやうに分けて居る。即ち一に犯罪狂即ち病理的犯罪者、二に生來的犯罪者、三に習慣的犯罪者、四に偶發的犯罪者、五に感情的犯罪者の五種として、ロンブローゾの分類と極めてよく類似して居る。只其の異なるところは、フェリの分類は習慣的犯罪者を一つ別にして居て、癲癩的

犯罪心理學

犯罪心理學

犯罪者なるものを特に立てて居ない點と、更に又これ等の五種の中に於て、病理的のものと生來的のものと感情的のものは、主として個人的原因によつて犯罪し、習慣的のものと偶發的のものは主として社會的原因によつて犯罪するといふのみでなく、個人的原因から犯罪するものも、悉く個人的原因のみによるのでなくて、多少の社會的原因が加味されて居る。只其の程度が少いのに過ぎない。これと同じやうに社會的原因から犯罪するものも、悉く社會的原因のみによるのでなくて、多少の個人的原因が加味されて働いて居る。只其の働き方が少いのに過ぎない。換言せば如何なる犯罪者も、必ず個人的と社會的との兩原因が相共に作用して、遂に犯罪行爲を敢てするに至つたものであるといふのである。

即ちロンブローゾの分類は、其の研究の出發點が、個人的や解剖的や病理的な方法であつたから、自然其の犯罪の原因に關する説明も、個人的方面に偏し

て居つたのである。これに對して犯罪者の犯罪に至る原因は、大に社會的事情に關係し、甚だしきに至つては同一の行爲であつても、甲の社會に於ては重罪として取扱はれたものが、乙の社會に於ては却つて賞讃に値する行爲として思惟されたことすらある。従つて犯罪行爲は、個人的觀察の方面よりのみでは、充分に説明されない場合が少くない。そこで社會學的方面に大に興味を有して居つたフエリは、ロンブローゾの分類に對して、多くの社會的意味を與へたのである。

三、其の他の分類 以上の分類と幾分か其の觀察の仕方を異にして、しかも犯罪の原因の方面から、殊に犯罪者の個性が行爲として現はれる方面から、特殊の分類を試みて居る人々が少くない。今其の一二を挙げよう。

クラウスは、犯罪者を其の各の個性から觀察して、次のやうに分類した。一に勢力的犯罪者、二に惡性的犯罪者、三に虛弱者犯罪者の三種として居る。而してこの惡性的犯罪者といはれるものは、前項に述べた諸家の分類によるもの

と比較すれば、生來的のもの、病理的のもの、習慣的のもの等が包含されるのである。其の勢力的犯罪者といはれるものは、犯罪行爲として現はれる上に、筋力や精神的努力を要するやうな形式と内容とを有するものであつて、激憤に至り易きもの、其の他感情性のものが入るべきである。次に虛弱的犯罪者といはれるものは、勢力的のものに反して、筋力や精神的努力等を要しないやうな消極的な行爲をなすものであつて、浮浪者の如き其の適例である。

カウフマンは、又三種に分類して居る。即ち一に浮浪型犯罪者、二に勢力的犯罪者、三に經過的若しくは非型的犯罪者の三つとした。其の浮浪型といふものは、クラウスの虛弱的犯罪者に該當し、この中に賣春婦や酒精中毒者や偶發的犯罪者や風俗に關する犯罪者等を加へて居る。其の勢力的のものは、クラウスの勢力的犯罪者と呼ぶものと相類し、この中に強盜や窃盜や青年犯罪者や詐欺等を加へて居る。又其の非型的のものといふのは、單に其の犯罪をなせる時

にのみ一時的經過的に現はれ、特に一定の典型と認められないもので、習慣的犯罪者や殺人等を加へて居る。カウフマンは、尙この外に能動的犯罪者と所動的犯罪者との區別を立て、前者には前にいふ勢力的のものを當て、後者には浮浪型のものを當てて居る。即ち一は自ら進んで犯罪せんとする傾向のあるものであつて、敢て外部よりの原因特に特殊な誘惑や教唆や又已むを得ざる事情があつて犯罪をするものではない。然るに二はこれに反して、自ら努力して犯罪せんとするものではない、多くは外部よりの原因によつて、已むなく犯罪を敢てし、甚だしきは消極的な精力や退嬰的な性質を有する結果、怠惰無爲に生活し、其の爲めに自然に犯罪するやうになるものである。

以上述べたところは、犯罪者が其の犯罪行為をなすに至つた原因から観察した分類の概要であつて、何れも相當な論據と價值とを有して居る。されども今犯罪者の心理を述べるに當つて、比較的 generally 用ひられて居る穩健なフネツ

の分類に基いて、逐次それ等の概略的の説明を試みよう。但し如何なる事物の分類であつても、其の標準が最も顯著に見られる場合には明瞭であるけれども、然らざる場合には何れの部類へ加へて可なるやの疑はれるものの實際上存在するのは已むを得ぬことである。

第五章 病理的犯罪者

第一節 病的中間者

病理的犯罪者とは、行爲者に或疾病のある爲めに、自然的傾向として又普通の健全者では何等の影響を受けなかつたやうな刺戟にも容易に支配されて、犯罪を敢てする種類のものをいふのである。

固よりここにいふ病理的の意味は、主に精神上の異常のある場合であつて、身體上に疾病があつた爲めに、間接に犯罪を敢てするに至つたものは、寧ろ偶發的犯罪者の中に包含せしむべきものである。何となれば、後者は前者のやうに、當然の結果として又至り易き傾向として、犯罪するものではないからである。而してこの種のものの中、最も注意すべきものは、脳神経病である。

吾々の日常行爲に、最も深い關係を有して居るのは、いふまでもなく吾々の心身の活動を支配して居る脳神経である。従つてこの脳神経に、何等か故障がある場合には、その當然の結果として、健全な行爲のなし得られぬ事も明かなことである。尤もこれ等の故障には、色々な程度上の相違があつて、これを一概にいふことは出来ないけれども、其の極めて輕微なるものは、殆んど普通人と區別して論ずることの困難なものもあるが、其の重き程度のもものは全然普通人と區別して考ふべきものであつて、刑法上の刑罰もこの種類のものには及ばない。即ちかかる重き程度の故障を有するものは、普通の人格を有する個人として、其の行爲に對する責任を問ふことの出来ないものである。従つてこの種のもものが如何なる行爲を敢てするも、刑罰法規の對象としては論ぜられぬものであつて、其の危険性を有するものは、精神病者監置法等の特殊法規の對象となり、寧ろ保護されるべきものである。只この甚だしい程度のもものと、普通人と

の中間に位する程度に不健全なる故障を有するものは、それが一般に犯罪者として處遇されて居るものの中に少からぬのみならず、世俗的にはそれが單なる不良性又悪性の現はれとして觀られて居ることも少くない。この種の普通人と顯著なる病的故障を有するものとの間に位すべきものを、普通に病的中間者又は單に中間者と稱し、處遇上多少の相違を有するも、犯罪者としての處遇はこれを逃れることの出来ないやうな場合が多いのである。

而して腦神經症は、其の性質頗る多様であるが、今茲には主として犯罪に係の深いもののみについて述べよう。

第二節 癲 癇

一、癲癇の主なる症状 癲癇は腦神經の機質上の疾病であつて、漸次に健全な人格を破壊し、危険性の行爲に至ることが頗る多い。癲癇發作に必ずしも伴ふものではないが、若しその起る時には、殆んど全く無意識状態に陥つて、

時に突然倒れて打撲し、又は火中へ手足を投入して火傷し、又自ら舌を嚙むことすらある。精神が一時的に朦朧状態となることも、亦主な一つの症状であつて、特にこの間には、強烈な感情就中憤怒や恐怖等が著しく昂進し、その爲に自ら豫期しなかつた暴行を敢てするに至ることがある。且かかる朦朧状態の中に敢てした自己の動作に關しては、殆んど自ら記憶を有しないのが常であつて、所謂健忘状態を呈し、何等の追想をもすることが出来ないものである。けれどもかくの如き發作は、何れも外界の刺戟に對しては比較的は無關係に起るものであるから、外部から觀察して、其の興奮の著しい原因の怪しまれるやうなことも少くない。例へば何人も憤怒せしめるやうなことを加へなかつたのに拘らず、極めて甚だしい憤怒の情に至るが如きそれである。要するに癲癇的故障ある人の氣質は、頗る我儘で偏狭で、極端な憤怒をなし、暴行を敢てすることが往々あるといつてよい。けれども理解力や思考作用等には、明瞭に認められるやうな

障害を持つて居ないことが少くない。但し癲癇性の低格者には、其の程度に相違した理解力や思考作用等の障害を見ることが普通である。而して注意すべきことは、癲癇的傾向のあるものが、酒精を用いた時に於て、特に感情の興奮が著しくなり、自己的感情も甚だしく昂進して、他人の苦痛等には更に顧慮することなくして行爲するに至る傾向のあることである。

この種の故障者に於て、其の故障の程度が著しくない時には、單に感情の強い興奮が經過的に起るに過ぎないことがある。例へば睡眠より覺めた時などに一種の強い性慾的興奮を伴ひ、刺戟性となり、不機嫌となり、往々苦悶を生じ特殊なる恐ろしきものや厭なものに追跡されるやうに感ずること多く、或は又時には、種々な錯覺や幻覺を経験するに至ることがある。

尙癲癇的傾向の程度の昂進したものは、上述のやうに朦朧状態に入り、意識の混濁を伴ひ、突然に痙攣發作をなすに至るのであるが、其の先驅として不興

不安なる夢、不快にして常に同様に反復される特殊な感覺、動悸、性慾昂進、或筋肉部の痙攣が見られる。而してかかる強い發作の後には、深い睡眠に入つて、全然無意識状態となり、それから漸次に回復するに至るのである。

二、癲癇と犯罪行爲 上述したやうな精神や身體の特殊なる状態は、要するに健全なる日常生活のなし得られないことを示すものであつて、従つて犯罪行爲とは極めて密接な關係を生ずるのである。

癲癇の苦悶に伴つた錯亂状態は、時に何等の痙攣發作を伴はないこともあるが、錯覺や幻覺や妄想を有すること多く、患者は往々血液や炎や怪物や惡魔の如きものを經驗し、死の苦惱に責められ、或は憤怒の感情が極度に昂進し、異常なる刺戟性の起る爲めに、恐るべき暴行を敢てし、慘劇を演ずることも稀ではない。殊にこの種の苦悶を去らんが爲めに、往々進んで強烈な刺戟を要求し、その爲めに故らに放火をなし、人をして血を流さしめるが如きことを敢てする

ことも少くない。従つて放火や風俗に關する罪や官吏抵抗罪や殺人罪や傷害罪等の行爲者には、この癲癇者を見ることが少くないのである。

この自ら爆發的の行爲をすること、外部の強烈な刺戟に接觸しなければ、精神の安靜と満足との得られぬこと、又氣質の極めて我儘で偏狹で我意が強く、其の上自己體本位的な傾向のあることとは、癲癇的傾向あるものをして、何等の思慮もなく辨別もなく、又自覺した目的も動機もなく、衝動的に暴行をなさしめ易いこととなるのである。かかる時は、感情方面が主に活動して、所謂知識や意志の方面は壓迫され、全く一種の破壊狂と呼ばれるに至ることすらあるのである。かくて平常は、特に注意すべき不良性又は危険性のある性格者ではないのに、時々狂暴性となるもの、又は頗る謹直な人と思はれた人によつて、極めて慘酷な犯罪行爲の行はれるもの、或は又何等首肯されるやうな原因のないのに、頗る重大な犯罪をなすやうなもの等には、先づこの癲癇的傾向

義 講 理 心 罪 犯

の所有者でないかを考察する必要がある。

然らば癲癇的傾向あるものは、犯罪者の中に大凡如何なる割合に存在して居るか、これは研究調査した人々の標準によつて、各々相違はあるけれども、其の頗る多くの割合に存在して居ることには、何れも相一致して居るのである。

ジョン・ペーカーが、男囚千二百六十六人と女囚三百九十四人について調査したところに據ると、明かな症狀の見られた癲癇患者が、男囚には百分中八・三、女囚には百分中五・八であつた。尙これを年齢について見ると、男は二十五歳乃至三十歳に於て多く、女は二十歳乃至二十五歳と三十五歳乃至四十歳に於て多く見られた。

次に癲癇的傾向あるものが、如何なる犯罪を敢てしたかを見るに、ペールは癲癇性囚人四百二十九人を調査して、百分中五四・三一は財産に關する犯罪で、四五・六八は人に關する犯罪であつた。ロンブローゾは自分竝にクラフト・エー

義 講 理 心 罪 犯

ピング、レグラン・ド・ソーリニ、タムブリニ、ライマン等の観察を集めた結果、二百九十七人の癲癇性囚人中、殺人は七十九人、窃盗は六十三人、傷害は四十三人、浮浪は四十六人、放火は十六人、詐欺は十七人、姦淫は十一人、自殺は十一人、叛亂者は五人、毒殺未遂は三人、誹毀は二人あつた。それ等を以て見ると一般の犯罪者の割合に比較して、財産に關する犯罪よりも、人に關した犯罪の多いのを、この種の病的傾向所有者の特徴といふことが出来る。

而して犯罪者には、これ等の症状の比較的著しいもの以外に、次に述べる癲癇性異常性格を有するものに、頗る多いことを注意しなければならぬ。

三、癲癇性異常性格 前に癲癇の症状として擧げたものは、癲癇としての疾病が、頗る明かに現はれて居る場合を述べたのであるが、一般社會の人々の間には、かかる著しい程度のものでなくて、しかも癲癇の素因を有する爲めに特殊な異常性格を有して居る場合が少くない。今其の主なる特徴を擧ぐれば次の

如くである。

天性頗る我意強く、思慮は偏頗で、強情で、疑ひ深く、怒り易く、従つて他人と争を生ずることが多い。甚だしく自己本位的なるが爲めに、他人の利害等を顧る餘裕なく、慘酷なことをして敢て意に介しない。かかる特性のあると共に其の他面に於ては、極めて頑迷で思想が偏して居るから、特殊なる迷信に陥り易い。又時々寢呆けることがあつて、其の程度の稍昂進したものには、普通の癲癇に往々見られ勝ちな夢遊状態を見ることがある。夢遊状態とは、夢幻の状態の中に種々な行動をなして、しかも覺醒した状態に返ると、其の行動に對して殆んど何等の記憶を有して居ないやうなものをいふのである。癲癇性異常性格は、このやうに何れも不健全なものが主調となつては居るが、其の反面には頗る嚴格で丁寧なことがある。その爲めに誤つて善良な謹直な性格者として解されて居ることがある。例へば、雇主からは忠實であるといふので愛されて

居つたものが、何等か些細な叱責を受けた爲めに激しい憤怒を發して、主人を害し又は其の家に放火して人を驚かすが如き、この種の異常性格者に於て見られ易いことである。

かくてかかる異常者は、特殊な痙攣發作もなく、一面に嚴格で丁寧な善い性質を有して居る爲めに、全く普通の人として解されて居る場合が少くない。けれども其の精神の異常なる活動は、全く病理的素因を有するからであつて、犯罪者の中にこの種類のものの極めて多いのは、注意すべきことである。

第三節 ヒステリー

一、ヒステリーの症状 世俗的にはヒステリーが女に限られて居るやうに思はれて居るが、それは誤であつて、男にも見られる精神病である。今其の主な症状を挙げると次のやうである。而してヒステリーは、癲癇と共に其の精神の活動上相類似した點を有し、犯罪とも密接な關係を有して居るものであるが、

全く別種なものである。

ヒステリーは、精神の活動上に於ける疾病であつて、其の著しい程度のものに於て見られ易い痙攣發作に於ては、意識は比較的明瞭に保たれ、全然無意識に陥ることは極めて少い。のみならず發作の起つて來ることを自ら豫知し、又痙攣の間に意識の極めて明瞭なことすらある。癲癇の場合と同じやうに朦朧状態に陥ることもあるが、其の経過中は比較的安靜で、動作も暴行に至るやうなことは少く、時には演劇化されたやうな状態を示すこともある。且其の發作は、癲癇とは異つて、外界からの種々な事情によつて誘起され、又外界の刺戟が發作に影響を與へることも稀でない。例へば他人に辱められたり、又は或偶然的な刺戟や感動を受けた爲めに、今迄起つて居た發作が急に終結したり短縮したりすることがある。又ヒステリーの人は、一般に外部からの刺戟に影響されることが多く、従つて其の日常に於ける感動も急に他に轉じ、又感情も急

激に興奮する傾向がある。これ等は何れも癡癡と相違した主な點である。

ヒステリーの人は、一見極めて快活で機敏であるやうに見えるけれども、それは多く表面的のことであつて、總てのものに刺戟され易い爲めに、人に對しても事物に對しても、印象を受けることが少くない。その爲めに特殊な宗教的感溺状態に陥る事も稀ではない。又實際の事實と想像とを混同し、自己の記憶を任意に変更することもある。殊に故らな虚装をなしたり、自ら興味を強めんが爲めに異常な思想を有したり、日常の生活を恰かも夢幻の状態に過して居ることも少くない。感情は極めて著しき動搖を有し、從來の義理や人情を棄てて容易に戀愛生活に耽溺し、色々な華やかな空想裡に萬事を忘れ去つて居るが如きことがあり、又一時の好奇心や虚榮心の爲めに、翻然今迄の態度を改めて全く別人の如くなることもある。嫉妬心の強いことも亦其の主な一つの特徴であつて、其の甚だしいものになると嫉妬妄想を有し、到底普通の考を以てし

ては想像することも出来ないやうなことに、心を苦しめて居ることがある。愛情は割合に薄く、夫婦關係等に於ても頗る冷淡なことが多く、自己の友や子供に對する愛情に於ても、好きと厭ひとの程度が甚だしく、又自己の其時の心持に因つて、子供に對する態度を著しく異にし、家庭に於ても健全な教育をなし得ない場合が多い。或は愛情に變態を生じ、同性の愛に溺れたり、異性に虐待されて喜んだり、異性を虐待して楽しむといふが如き種類のものもある。或は又普通の快や不快に對しても變態を有して、普通人の厭ふ色や臭や物を好み、人の食せざるもの例へば昆蟲や蛇や蛙や炭などを嗜んで食するやうなこともある。殊にかかる傾向の多くは、婦人の妊娠した時、又は月經の時、又は月經の開始する時並に閉止する時等に於て、著しく昂進することがある。其の他普通の人の悲しむ葬式に臨んで戯れたり、死體を見て喜んだり、初對面の人の前で特別な原因もないのに笑つたりすることもある。

而して時には病的感動があつて、極めて輕微な原因であつても、それに甚だしく刺戟されて強烈な感動状態に入る時には、假令其の原因が除かれても、容易に靜まることがない。例へば或る事情から一度怒ると、一日も怒つてゐるが如きそれである。而して其の刺戟となるものは、子供の泣く聲とか道行く人の美しい聲とか時計の音などで充分である。若しこの病的感動が、嫉妬や憤怒であつた時には、何等の思慮も辨別もなく、亂暴狼籍な行動を敢てするのである。又苦悶の状態も往々見られることがあつて、其の時には呼吸は詰まり、顔色は蒼白となり、身體は震へ、甚だしき時は暴力を揮ひ、自殺を企て、又は他人に危害を及ぼすやうなことがある。

以上は主に感情方面に於けるヒステリーの異常であつて、症状の中最も注意すべきものであるが、尙知識に於ては、幼時から人に秀れた觀察の鋭敏と、注意の周到と、理解の迅速等があつて伶俐なものが多く、特別な技能に發達して天才

的のものも少くはない。けれども其の性格をよく觀察する時には、輕卒で不眞面目であることが多い。又自負心が極めて強く、虛榮心の満足を買はんが爲めに、身邊の扮装に異様なことを試みる場合も少くない。空想の昂進も注意すべきことであつて、演劇や小説で經驗したことを、自己の境遇に觸れしめて空想し、その通りに自己の運命を作り上げて行くことすらある。又時には健忘状態となり、極端に經驗事實を忘却し、或は感動状態や苦悶状態の中に於て現はれた事實を忘却することもある。この健忘と空想とは、容易に虚偽をいはしめる原因となり、又は虚偽なことを平然と敢てせしめる原因ともなるのである。而して時々はこの虚偽を眞實ならしめんが爲めに、極端な手段を取ることすら少くない。例へば強姦されたといはんが爲めに、局部を故意に傷害し、又は赤き色をつけるが如きこともあるのである。

次にヒステリーに於て注意すべきことは、暗示感性の強いことであつて、他

人の言や自己の考から、身體上に眞に異常のあるやうになつたり、之れが爲めに疾病となることもある。この事實は、日常行爲に於ては加持祈禱等に溺れしめ、流行を追はしめ、自ら思はざりし行爲をなさしめるに至るのである。又それと共に他人より煽動され、詐られ、物事に厭き易く、落ちつきのない結果をも生ぜしめるのである。従つて若し教育もなく、思慮辨別をも充分になし得ないものである時には、日常の經驗事實は、頗る重要な關係を生ずることとなり易く、爲めにこの種の傾向ある人々に對しては、演劇や活動寫眞や小説や談話等を注意しなければならぬことともなるのである。

二、ヒステリーと犯罪 上述したやうな精神状態は、何れも健全なる日常生活には不適當なものであつて、従つて犯罪とも關係すること多く、殊にこの種の傾向を有する人が婦人に多いことは、婦人の犯罪に於て注意すべきものが少くないのである。

先づ模倣性の強いことは、不良な行爲や事實を模倣し易く、特別な目的もなくして犯罪することが多い。又空想や妄想の活潑に働く點は、好奇心や虚榮心をも惹起せしめ、自己や他人を過に陥れることが多い。又病的苦悶の昂進した爲めに、夫を傷け、嬰兒を殺し、親を殺し、自害を敢てするやうな例すらもある。又嫉妬が昂じたり、色々な錯覺や幻覺の起り易い爲めに、無實の人に對して傷害又は殺害を敢てすることもある。或は又ヒステリー性の婦人に於ては、月經時や妊娠時等に、異常状態の特別な昂進を見ることが頗る多く、その爲に眼前の刺戟となつた裝飾品や、美しい色彩の織物などに、全く理性を壓倒され、只それを得んとする強い欲求の奴隷となつて、相當に地位あり教養あり又思慮を有すべき婦人をして、萬引などに陥らしめることがあるのである。尙怨恨や憤怒や復讐等の情緒も、嫉妬などに次いで著しく昂進し易く、その爲めに種々な犯罪に至らしめることも稀でない。

三、ヒステリー性異常性格 以上述べたるものは、ヒステリーとしての症状の頗る明瞭な場合であるが、かくの如くに著しい程度でなく、しかも一般の性格と區別して見るべきヒステリーの性格のものが少くない。この種のもをヒステリー性異常性格といふのである。

かかる異常性格は、其の特徴として次のやうなものが主となるのである。即ち神経が著しく過敏で、感情は甚だしく變化し易く、嫉妬心が強く、偽つてまでも他人の同情を求め、拗ねることが常であつて、復讐の念が深く、虚言をいふことが多く、時には耳が聞えなくなつたりすることがある。而してこの種のもは、ヒステリーのやうに特別な痙攣發作を見ないにしても、興奮の激しい爲めに、泣き出したらば容易に泣き止まないやうな傾向のものが多し。殊にこれ等の異常状態の發動は、自己の愛護者や親近者などの面前に於て起り易く、全く見も知らぬ他人のみの間に於て現はれるやうなことは、頗る稀である。

次にこの種の異常性格は、極めて傳染的性質を有するものであつて、例へば親密な友達の間、又は特殊な團體殊に女學校の生徒の間などに、同一状態が頻頻として流行的に現はれることがある。従つてこの種の異常性格が原因をなして起るやうな犯罪とか不良行爲とかが、それ等の範圍で流行的に現はれることもあるのである。

これを要するに、ヒステリー並にその傾向あるものは、癲癇のやうに慘酷な犯罪を敢てすることは少いが、萬引のやうな財物に関する犯罪や、誹謗讒言のやうな名譽に関する犯罪や、無實の自白や訴をして他人に迷惑をかけることや、虚言を以て人を陥れたり、感情の異常から他人に危害を加へることなどが間々あるのである。けれども全體としては癲癇のやうに、多數の割合を犯罪者の中に有して居ない。只女性の犯罪者を取扱ふ場合に、最も注意しなければならぬ方面といはねばならぬ。

第四節 酒精中毒

酒精中毒は、多くの脳神経病と同じやうに遺傳的關係を有し、且酒精含有物が嗜好物として廣く用ひられ、其の人生上に及ぼす害毒の著しいものであるから、微毒と結核とに酒精を加へて、人類の三大敵として居る論者もある。

酒精中毒の状態は、普通にこれを二種に區別して考へられ、即ち一は一時的の中毒で、飲酒して酩酊した状態であり、二は永續的の中毒であつて、後者は祖先の酒精中毒の結果、遺傳に因つて得られた精神異常と、自己の過飲に因つて慢性中毒症を得たものがある。

一、一時間の中毒 これは上述のやうに酒を用ひた時のみの状態であつて、永續するものではない。

1、酩酊の心理 これは一樣にいふことは出来ないが、一般に日常生活に於て見られるやうな意志活動の健全は失はれ、常には極めて意志の固い頑固な人と

犯罪心理講義

いはれるやうな人も、頗る意志の弱い、人の言に直に雷同し、他人の行に附和するやうになることは稀でない。殊に感情は時に沈靜陰鬱になる事もあるが、多くは發揚興奮の状態に入り、強き憤怒や怨恨や嫉妬等の感情を起し易く、普通の状態に於ては容易に抑制し得ることに、全くそれ等の感情に支配され、謹直な人までが喧嘩口論を敢てし、殴打傷害等をなすことは決して珍しいことでない。而してここに興味のあることは、人性上新しく出来上つた訓練や習慣は、其の比較的の新らしいものから漸次に支持され難くなり、遂には素朴的な粗野な傾向を生じ、換言せば禮儀作法のやうな人類の發達上新らしく附け加へられたものの如きは、極めて容易に失はれるのである。又知識の方面に於ても充分な思慮辨別を失ひ、或は過去の記憶や酩酊時の記憶を失ひ、思はざる人に向つて暴行をして後悔するやうなことも少くない。或は又性慾の著しく昂進する人もある。

のみならず酩酊による一時的の精神異常は、一定の人によつて大凡其の傾向を同じうして居る。例へば或人は何時も發揚状態に入り、或人は何時も沈鬱状態に入り、又或人は何時も嗜眠状態に入るが如きそれである。或は特殊な情緒の興奮にも、大凡一定の人によつて各相類した傾向が現はれ易い。例へば或人は何時も喜悅に、或人は何時も悲哀に入るが如きそれである。或は又、同じく粗暴的行爲をするやうな場合であつても、對物的に行はれる傾向と對人的に行はれる傾向とがある。

尙注意すべきことは、酩酊が、必ずしも其の人の日常の精神的傾向を其の儘に於て昂進せしめ發揚せしめるものとは限らないことである。換言せば人の特性は酩酊によつて著しく變化することがあるのである。例へば日常極めて穩順な人が極めて粗暴な人となり、又日常極めて樂天的な人が極めて悲觀的となるが如きそれである。

而して酩酊状態に於ては、常に努めて抑制して居つた作用が除去され易いから、從來嫉妬や憤怒や怨恨等を忍んで居つた人が、酩酊と共に其の忍んで居た抑制が取除かれ、其の爲に爆發的にこれ等の感情が昂進して、それに相應した行爲に至らしめることも有勝ちである。或は又常に抑へて居つた種々な欲望、例へば金錢や物品や色情等に對しての要求が、酩酊の爲めに急に其の抑制を排して思はざる程度に發展するに至ることもある。のみならずこのやうに自ら抑制して居ると意識しない場合で、しかも特殊な欲望が知らず識らずの間に勢力を得て居つたものが、酩酊に因つて精神上の安靜を破つた爲めに、其の欲望が急激に力を得て、覺醒後自ら驚くやうな行爲を爲さしめることもある。

□、酩酊と犯罪　かくの如くに酩酊は、吾人の精神上に異常を起すものであるから、自然不良行爲との關係にも注意すべきものを生じ易い。殊に禁止作用の鈍麻することは、日常生活に於て敢てしないやうな行爲に對しても敢行性を與へ、

又發揚性となることは、自負的誇張的になり、無謀や粗漏や短慮等に入らしめ、且感情興奮の爲めに、對他的に殊に對人的に粗暴行爲をなさしめ易い。これ等の事實は、又一面に人の名譽心や羞恥心を鈍らしめ、自己を逸したるの行爲にも至らしめ易い。かくて酩酊と犯罪や不徳や過失との關係は、一般的事實として注意されて居る。殊に酒精の中毒よりする一時的の爽快や奮勵や企業心の發動等は、往々見られる傾向であるが、これ等は先見なき事業に加はらしめ、又無謀なる事業を企てて失敗に至らしめることともなるのである。

二、永續的の中毒 これは遺傳的のもの及び慢性のものを含めていふのである。即ち酩酊と異り酒精を攝取しなくても、中毒の影響を有して居る場合をいひ、所謂酒精中毒者に見られるものである。

1、其の特徴 筋肉は麻痺し、身體の活動は充分に行はれず、手足は震へ、意志は極めて薄弱となつて、同一の仕事に對して連続して永く從事することが出來

ない。一般に注意は散漫し、暗示感性は昂進し、作業に對する開路作用不十分で、多くは惰性によつて働き、事物に對して飽き易い傾向がある。其他中毒症狀が常性的である丈けに、例へば主觀的に錯覺や幻覺に襲はれ、強迫觀念に苦しめられ、妄想に支配され、或は對他的に健全な適應が不可能なことから、社交上の紛擾や家政の荒廢や、家族生活の沈淪や名譽の毀損等を來すに至ることがあり易い。知識の方面に於ても、記憶は薄弱となり、理解力は鈍り、道徳的竝に美的の情操は缺乏し、虚偽を恥ぢなくなり、他人を猥りに誹謗し、怒り易く不機嫌となり、怯懦となる。のみならず、他面に於て性慾の異常な昂進を見、或は癲癩の場合に見られるやうな朦朧状態を來し、しかも其の間に種々な行爲をなすことがある。

ロ、永續的の酒 中毒と犯罪 中毒の普通の状態として、其の中毒物質を攝取することによつて、一時的の安靜に入ることがあるが、慢性の酒精中毒の場合も亦

同様である。即ち上述のやうに運動系統に障礙を有して普通の作業が出来なくなつたり、強迫觀念などに苦しめられたりして居るものが、酒精を攝取する時には、一時的の中毒による刺戟から、それ等の異常が一時失はれることが出来る。そこでかかる中毒者は、この一時的の安靜な擬似常態を追つて、益々其の中毒的不健全性を顯著ならしめることが多い。かくて次第に生存競争上の劣敗者の域へ、自己を追ひ込んで行くのである。のみならずかかる中毒者は、酒精の刺戟のない時には、多く一種の不満足や不快や不氣分や寂寞の感を有し、沈鬱の情に支配され易い。従つて一方にはそれ等の状態を脱却して、酩酊時の發揚的恍惚的の快感を味はうと努め、ここにも益々酒精を要求せしめて、生活上の負擔と不健全とを甚だしからしめるのである。

今犯罪者の中に、この酒精中毒者といはるべきものが、如何なる割合にあるかを見るに、ペールは、九萬二千八百三十七人の犯罪者を調査して、四一・七%

は酒精中毒者であつて、尙其中二二・一%は一時的酩酊者で、残りの一九・六%は習慣性酒客であつた。更にそれを罪質によつて分けて見ると、窃盜の五一・八%、強盜の四二・九%、殺人の四一・四%、姦淫の三八・八%、傷害の二七・三%は何れも酒精中毒者であつた。又マロは、強盜の八一%、浮浪者の七九%、傷害の七八%、窃盜の七五%、殺人の六二・五%、姦淫の六〇%は何れも酒精中毒者であつたことを述べて居る。其の他何れの學者も、其の含まれて居る割合に於てこそ多少の相違はあるが、皆多數の酒精中毒者を犯罪者の中に認めて居る。尤もこれ等の學者の研究は、普通人の觀察よりも精密であるから、普通の觀察に於てはこれ丈けに多數の割合を犯罪者の中に見ることは出来ないかも知れない。けれども其の一時的の中毒にせよ、又永續的のものにせよ、種々な方面に精神的障害を有し、其の感情の發揚性なることや、被害的な妄想を持つて居る事の有り易い點などは、人に對する犯罪のみでなく、財物に關する犯罪にも、

亦多く關係を有し勝ちであるといはねばならない。其の他これ等の積極的方面でなくて、其の意志薄弱な點の一面は、怠惰や遊樂や浮浪に陥らしめ、消極的方面に於て其の不健全性を發揮する場合の少からぬことをも、等閑視してはならないのである。

第五節 其の他の中毒

文化の急速なる發達から人類は、一面には自己の生活を頗る不自然化し、煩瑣な生活様式に悩み、強烈な刺戟に慣らされて居り、人爲的に種々に自己の內的若しくは外的生活を變化せしめて、そこに特殊な満足を感じて居ることの少くないのみならず、他面にはかかる要求に對して或満足を與へる中毒性藥物が比較的の廣い範圍に用ひられるやうになつた。そこで社會の一つの不健全な現象として、中毒の問題が注意されるやうになつた。

かかる最も一般的のものは前節の酒精であるが、其の他近來モルヒネやコカ

インなどが世人の注目を惹くに至つた。

一、モルヒネ中毒 モルヒネは、鎮痛劑として用ひられることが多いから、酒精の如く初めは嗜好としてでなく、濫用されるに至るのが普通である。

イ、其の特徵 モルヒネの中毒は、特殊な爽快の感を起し、注射後には一般に活潑となり、能力の増進するを感ずるけれども、數時間の後、不快憂愁の感情となり、其の不快は再びモルヒネ注射を以てするでなければ去ることの出来ないやうなものである。意志は一般に薄弱となり、頭痛や四肢痛や不眠を伴ひ易く、道徳的判斷竝に性格に異常を來さしめ、精神竝に身體の病的衝動を起し、幻覺及び錯覺を経験せしめることがある。

ロ、モルヒネ中毒と犯罪 但し我が邦に於ては、モルヒネが一般的に流布されて居る藥物でないから、この種の中毒者の多くは特殊な職業者殊に藥劑師、藥局生、看護婦、醫師等に見られ易い。

普通にモルヒネの中毒は、恰も酒精の永續的中毒と相類し、これを攝取しなければ堪へられない状態となり、これを攝取すれば中毒による一時的興奮の爲めに、安靜に擬似常態を得るけれども、其の興奮的影響の減退すると共に、再び不氣分となり、沈鬱となり、無氣力となり、特殊なる苦惱状態に陥つて、普通の精神的又は身體的作業に落付いて従事されなくなる。かくて中毒者は、其の一時の苦惱を脱却せん爲めに、モルヒネを得ようとして、詐欺や窃盜等を敢てすることが少くない。のみならず其の人格的缺陷を生ずる點は、中毒の特徴によつて次第に顯著なものとなり、間接の結果として健全な社會適應性を失ひ易くなるのである。

二、其の他の中毒 モルヒネなどと共に、人の社會適應性を失はしめ易い中毒性の中には種々なものがある。阿片の注意されて居ることはいふまでもなく、其他比較的に一般的のものとしては、ニコチンの中毒の如きそれであつて、

コカインの中毒の如きも、近來間々注意されて居る。

第六節 低 能

低能は普通に器質的に缺陷を有し、その爲めに精神並に身體の發達が、一般人の程度に整つて發達して居ないものである。而してここには精神的方面のみ問題として述べるのである。

一、其の種類 低能は二つの方面から區別して考へることが出来る。即ち一は、精神の發達が或局部的方面にのみ限られ、其の部分は相當の發達をなして居るのに、其の他の方面は頗る低度にあるものである。この種の適例は白痴天才の如きそれであつて、一般に知能低格なるに拘らず、或特殊な方面には寧ろ普通人以上の發達を有して居る。かの普通の生活も満足に出来ないやうな知能の低いものが、しかも他人の虚を覗ひ財物を窃取する上には非凡の才能を有するが如き、亦この一種といふことが出来る。

二は、精神能力の何れの方面も、其の社會の一般に比較して、頗る低度にあるものである。斯るものの知的方面は、其の注意が不安定で、知覺は不確實で、記憶や觀念や聯合作用等は何れも皆薄弱で、事物に對する興味を缺いて居り、従つて正確な比較や分析や判斷や推理や綜合や抽象が出来ず、思考力は不充分となり、其の觀念界は多く具體的の生活關係に於ける事物に限られ、思想は淺薄となり、作業を繼續して行ふことが出来ない。又感情の發達も頗る低度に位して居て、普通人の有するやうな宗教的、美的、倫理的、道德的の高等な情操が充分に發達しないで、只動物的感情といはれるやうな憤怒とか怨恨とか嫉妬とか復讐といふやうな情緒は相應に發達して居る。のみならず斯る情緒が却つて普通以上によく發動し、其の昂進の程度の著しい場合もある。次に又意志の方面は、抑制作用が充分に發達して居ない爲めに、衝動的に行爲をなし易く、相當な理由を認め、又其の場合を考慮して行ふことが出来難いのである。

この種の精神能力の一般的低格者には、又其の知能發達程度によつて分類が試みられて居る。普通には其の缺陷の最も甚だしい場合を白痴といひ、これに次いだ極度のものを痴愚といひ、更にこれに次いで而かも普通人に劣るものを魯鈍といつて居る。白痴は普通人の二歳位の發達程度に留まるもので、言語ですらも充分に意思の交換が出来ないものである。痴愚は普通人の六七歳位の發達程度に留まるもので、言語では意思の交換が出来るが文字では出来ないものである。魯鈍は普通人の十二三歳位の發達程度に留まるもので、文字を辛うじて使用し得るものである。固よりこの外に、これ等に應じた感情や意志の方面にも、各缺陷のあることはさうまでもなす。

二、低能と犯罪　かくの如き低能なるものが、健全な社會生活の出来ないのは明かである。即ち其の知能の劣り意志の薄弱な爲には、他のものから教唆され、又は他よりの模倣によつて不良行爲を行ひ、或は突然の感情の興奮の爲め

に暴行を敢てし、或は知らず識らずの間に自ら虚偽を敢てし、時には性慾方面に變態な表現をなして風俗に關する罪を犯し、また高等な精神の發達に俟たねば味はれないやうな事物に感興を持たなくて、強烈な粗野な刺戟にのみ異常な興奮と満足と興味とを経験する爲には、或偶然な出來事から残忍な行爲を敢てし、又は放火等を敢てせしめることも少くない。

固より白痴といはれる程度のもは、何人も其行爲に對して責任を問ふことの出來ないのに同意しよう。けれども痴愚や魯鈍といはれる程度のもは、まゝ斟酌の下に責任を問はれる事も少くない。殊に上述したやうに、其の犯罪行爲が頗る注意周到に行はれ、時には普通人の企てによる場合よりも寧ろ勝つた手段方法によつて行はれて居ることもあるから、他の方面の注意深き觀察が等閑に附せられて居る時には、單に悪性の強いものとしてのみ誤認されることも少くないのである。

第七節 神經質性並に變質性の異常性格

病理的犯罪者として見らるべきものに、又神經質性異常性格者と變質性異常性格者とが注意されて居る。

一、神經質性異常性格の特徴 感覺は鋭敏であるが疲勞し易く、怠惰となり、耳が鳴り、頭痛を感じ、不眠となり、又過度に眠り、想像力昂進し、悪夢に襲はれ、刺戟的嗜好物を好み、規律的の仕事が好まない。感情は興奮し易く、性急のもの多く、例へば飯を食ふにも手早に掻込むが如き傾向がある。時には潔癖を有し、時には甚だしく恐怖に襲はれて憶病となることがある。又頗る早熟であつて、聰明な天性を有することも少くない。これ等の事實は、必ずしも犯罪と深い關係にあるのではないが、犯罪者の中にはこの種の性質のものが稀でないのである。しかも主に遺傳的のものであつて、根本的の治療は困難なものである。而して怠惰となり易くて氣が向かねば働かないのと、其の結果仕事の

上の成績に不平均を生ずることとは、決して健全なる社會適應性を與へるものではない。

二、變質性異常性格の特徴　これは身體上の何處かに特殊な異常を伴ふことが多い、例へば手の長さが甚しく相違したり、頭蓋骨の形が異常であつたり、胸廓が畸形をなしたり、齒の生え方が異常を呈して居るが如きそれである。かかる特徴のあり易い外に、精神上にも變調があつて、感情が不調和で、或時に憂鬱であるかと思へば程なく躁ぎ出し、感情が急變し、事物に飽き易く、姑息な虚言をいひ、意志は薄弱で、虚榮心が強く、道德的觀念に乏しく、従つて反社會性の行爲をなし易い。この種の程度の顯著なるものは、前節に述べた低能などに見られることが多い。而してかかるものは、其の性格の特徴から、犯罪をなすことが珍しくない。

義 講 理 心 罪 犯

要するに前に述べた癲癇性異常性格やヒステリー性異常性格や神經質性異常性格や變質性異常性格は、何れも病的のものであつて、普通の場合には或程度迄、普通人としての行爲をなして居ることが出来ても、何等かの刺戟に接し、特殊なる境遇に置かれることになると、其の病的性格は、其の人をして健全な社會適應性を失はしめて、犯罪や不良行爲をなさしめ易いのである。従つてかかる異常性格者は、病者と健全者との中間に位するが如きものであつて、所謂中間者と呼ばれるものの多くの部分を含み、犯罪者の觀察上、最も注意すべき性質のものである。

而して以上本章に於て述べたもの内、其の程度の甚だしいものは、何人にも全く病者として見られ、法律上又道德上の責任を問ふべきものではないが、其の程度の著しくないものは、種々なる事情から、其の犯罪に至つた主なる原因の病理的である事が軽々に看過され、全く普通の人格を有する人として取扱

はれて居る事が少くない。その爲に時には單なる悪性の所有者として考へられ、又時には全く偶發的の犯罪者として誤認せられることもあるのである。或は內的若しくは外的の特殊な刺戟によつて、時々其の病的傾向を表面に發動せしめ易いことから、其の性格の捕捉に困難を感じしめることも少なからず。

第六章 生來的犯罪者

第一節 生來的犯罪の性質

生來的犯罪者とは、生れながらに犯罪をなすべき傾向を有するものであつて、其の不健全性の發生又は發動に、境遇の影響の多く加はつて居ないものである。かかる意味の生來的犯罪者を、初めて科學的に研究したのは、前にも述べたやうにロンブローゾである。

一、**ロンブローゾの隔世遺傳説** 初めロンブローゾが、この生來的犯罪者を假定するに至つたには、色々な徑路があるが、其の主なるものは、犯罪者の研究中或有名な猛惡な強盜の頭蓋骨に於て、猿などに一般に見られる中央後頭窩を發見したことであつた。從來進化論的思想を有して居つたロンブローゾは、

恰も暗夜に燈火を得たやうに喜んで、茲に犯罪的性質の隔世遺傳説を唱へ出した。犯罪的性質の隔世遺傳とは、今日の吾人の遠い遠い祖先の有して居た性質の中、現代の吾人の社會生活には不必要なばかりでなく却つて有害なものが、幾多の世代を飛び越えて、現代の吾人に出現したといふのである。例へば殘酷であつて人を殺害し他人の財物を窃取し婦人を侵し他人を詐る等の不良行爲を、其の然るべき程度の必要もなきに、又其の教唆者もないのに、或は又其の模倣の對象となるやうなものもなかつたのに、自ら好んで行ひ若しくは行はずには居られないやうな運命を持つたものである。かかる性質は、社會の秩序が未だ充分に整頓しなくて、只自己の生存や種類の生存の粗野な原始的な現はれ方のみ追はれて、他を顧みる餘裕のなかつたやうな時代には、必要なことであつたのに相違ないが、今日の社會生活に於ては、全く害こそあれ何等社會の保全と安寧との爲めには必要のないものである。この不幸な現はれ方が、隔世遺傳

的現象の一つの場合として、生來的犯罪者といはれるものに偶然現はれたと觀るのである。

このやうな隔世遺傳的性質の現はれて居るのを、隔世遺傳的表徴と呼んだ。この隔世遺傳的表徴といはれるものの中には、固より種々なものがあつて、單に原始人類の有して居つた特徴ばかりでなく、人類の祖先と相接近せるものと見らるる類人猿やそれよりも一層發達程度の低いものの特徴にまで及ぼして比較研究された。而して比較の便宜上から、先づ形態的方面の特徴が重んぜられ、狭き前額、殺げた前頭、下顎の過大、耳縁の上部の巻き込まざる、鼻孔大にして小鼻の大なる、爬蟲類などに見られる口蓋齒に相當する凹凸ある口蓋、著しく發達せる犬齒、肋骨の過多又は過少、副乳、尾骶骨の異常に長さ、等の如き主なものである。精神的方面の特徴としては、痛覺遲鈍、天候に關する感覺の鋭敏、鋭き視力、下等な動物などに對する溺愛、強い虛榮心や復讐心、後悔

の念のなき、殘酷性、規律的勞働の厭惡等は主なものとされて居る。

ニ、ロンブローゾの説に對する反對 けれどもこの犯罪性の隔世遺傳については、多くの異論者が出た。例へばマンテガッツは、これを誇大に過ぐるものとし、且病理學と隔世遺傳説とを混同せるものと難じ、この兩者は相平行し時に相合するものではあるが、本來相異つた事實だと述べた。ラカッサーヌは、誇張したもので又推測説に過ぎないと述べた。マヌヅリエは、殺人犯者などが隔世遺傳に因る野蠻人であるといふのは笑ふべきことであつて、元來各個人は皆同一の歩調で以て進歩發達するものではない、時に其の一部が比較的に後れて居ることがあつて、其の後れたものの中から殺人者などを生ずるのに過ぎないといつた。キルンは、野蠻人と犯罪者との相類似した點のあるのは争はれないが、それと共に全く異つた點のあることにも着眼すべきだといつた。又ドリルは、若しも野蠻人が例外なく何れも犯罪者となるならば、犯罪の隔世遺傳

は大に信すべきものであるけれども、吾人の經驗によれば決してさることはい、従つてロンブローゾなどのいふ犯罪者の特徴と下等人類の本來の性質とは、外觀的に相類似したところはありながら、又頗る異つたものといはねばならぬ、即ち下等人種に於ては、動物學上の或發達階級に止まれるに反して、犯罪者の異常は社會的若しくは衛生的方面から、有害な不幸な影響を受けたものであると述べた。タルドは、現時の犯罪者間に於ける道德的生活と、古代人のそれと比較して相類似せりといふのを難じ、古代のケルト人や希臘人やヘブリユ一人や支那人等に於て觀るに、尙彼等に博愛心あり、且所有物關係や家族關係に於て、又宗教的並に道德的生活に於て、秩序あり規則正しいものがあつた。又自制や勇氣や節約や剛膽等が、印度の酋長や野蠻人の間に存在したことも認めなければならぬと述べた。ルッツは、劣等の文明にある人民と犯罪者とを比較することは正當なことではない、何となれば野蠻人に於ても常に不道德な

生活をのみするとは限らない、それと共に文明人も常に道徳的生活をのみして居るとはいはれないからであるといつて居る。ペールは、吾人が若し精神的面に於て隔世遺傳説を信ぜんには、所謂未だ犯罪をしない人々竝に最も良い高い階級の人々に於て、かの有史以前の祖先又は現代の未開人などの有して居る衝動や傾向や性質等を全然有して居ないとしなければならぬ、けれどもこのやうなことは誠に疑はしいものといはねばならないと述べて居る。

三、變質的表徴 かくの如くに犯罪性を隔世遺傳に因つて證明する上には色色な異論があり、それが亦この説の難點でもある。のみならずロンブローゾ自らも、其の研究を次第に進めると共に、隔世遺傳といふことを主とするのみでは、説明の不十分な點の少くないことに心づいた。即ち標本的な犯罪者を研究して見ると、隔世遺傳に因らないもの、換言せば遠い遠い吾人の祖先にも、又猿や其の他の動物にも見られないやうな特質が、往々犯罪者の中に見られた。

例へば身體的方面でいへば、顔面の不對稱、耳の變形、胸廓畸形、齒列異常、扁平足、女にして髻の多き等のこと、又精神的方面でいへば、極端な妄想、感情活動の異常、知識の極端な不整的發達、意志活動の薄弱竝に變態等は、決して吾人の祖先の有したものでなければ、又吾々に縁の近い下等な動物の有したものでない。要するにこれ等は偶發的突然偏異的に、其の個人の得たものであつて、時には病理的原因から得られたものもあるが、只この生來的犯罪者として見られるやうなものに於ては、それ等の特質が先天的に得られたものであるといふ點に歸着されるのである。これは一般の犯罪人類學者の論究する問題であつて、かかる特質を變質的表徴といひ、普通の人々と區別して觀察すべきものとするのである。而して一部の學者は、この變質的表徴を廣く解して、前述の一般に隔世遺傳的表徴と見らるべきものをも包含せしめて居る。

而して茲に吾人が生來的犯罪者といふものは、上述のやうな隔世遺傳的關係

に因るものでないにしても、其の犯罪に至つた原因には、明かに遺傳的な要素を主として認めるものである。従つて吾人の精神生活に於て、遺傳的關係を多く有する病症、例へば酒精中毒や癲癇やヒステリー其の他の精神障害が、この所謂生來的犯罪者たるの素因をなすことが多い。この意味で前章の病理的犯罪者の中、若しそれが先天的のものであるに於ては、生來的犯罪者と區別することの出来ないはいふまでもない。

第二節 悖 德 狂

所謂悖德狂なるものが、時に生來的犯罪者の主なものとされて居ることがある。元來悖德狂といふやうな思想は、そんなに新しいものではないけれども、それを學術の對象として取扱ひ出したのは、そんなに古いことではない。即ち一八三五年にブリッチャードが、狂者論を公にして、其の中に精神障害の一つの病理學的形式として悖德狂なるものを挙げ、かかるものは何等認識上に於け

る不秩序もなく、思考力や判断力などの缺隔もなく、又普通の多くの精神病者に見られるやうな幻覺や錯覺もなく、只感情や氣分や性向や習慣や道徳的努力や衝動の病的破壊を其の特徴とし、其の結果自然に悖德行爲に至り勝ちなるものであると述べて以來のことである。

所謂悖德狂なるものは、必ずしも生來的のもののみでなく、時には後天的に病理的のものも少くない。其の生來的のものには、惡事に對して何等後悔の念なく、罪の觀念なく、殘酷で輕卒で不注意で、變態的本能の傾向を有して居る。これ等は何れも犯罪者の個性的心理の研究の基を開いたデスピスが、精神的標準として挙げたところで、ロンブローゾも亦これ等を舉げて説明して居る。而して或論者は、生來的犯罪者は單に道徳的方面にのみ異常があつて、其の他の方面には普通人と異なる點が少いというて居る。けれども近來の多くの學者の研究に據ると、單に道徳的方面にのみ缺陷があるのではなくて、他の一般の方面

即ち道徳的感情以外の感情にも、知識の調整的發達にも、意志活動にも、著しい異常のあるのが普通であるとされて居る。かの他人の所有物を窃取することを恰も犬が路傍のものを食ふが如くに考へ、毒物を他人に與ふるを恰も子供に菓子を與ふるが如くに思ひ、人を殺すことを恰も魚を殺すが如くに平然と行ひ悪事不正事をなすを普通の職業と同様に思惟して恰も兒童の遊戯のやうに單なる興味を以て行ふものは、道徳的方面の異常なることいふまでもない。けれどもこれを精細に觀察するならば、其の他の感情や知識や意志の方面にも、決して健全な發達を認めることは出來ないのである。

第三節 生來的犯罪者と幼時

最後に生來的犯罪者を決定するものとして、普通に人の注意することは、其の犯罪者が大凡如何なる年齢期から其の犯罪性を發動せしめるに至つたかの問題である。尤も吾人の様々なる精神的並に身體的の發動には、大凡一定の年齢

期を有するものであるから、犯罪行爲の種類によつては、強ちに單純な年齢問題のみで早い遲いを決定することは出來ない。けれども若し同様な種類に屬する犯罪であつても、それを青年期以後に於て初めて犯したのと、極めて年少の時から犯して居るものとは、其の犯罪性を先天性と相關聯せしめて考へる上に、少からぬ相違があるといはねばならない。即ち前者は後天的原因の注意すべきことを思はしめるのであるが、後者は先天的原因の等閑視すべからざる關係にあることを思はしめるのである。かくて或學者は、犯罪行爲が極めて幼年期に於て現はれ、且それが後年にまで繼續して居るものを以て、生來的犯罪者たる性質の濃厚なものとして居る。但しここに注意すべきことは、幼年期に於て極めて不良性に富んで居つたものが、青年期以後に至て翻然善良な人格者となることの存在である。かかるものは、普通生來的犯罪者と異つて、其の精神並に身體が、全然現在の社會生活に適應しないやうな程度のものではなくて、

外圍の教養と感化とによつて、健全な發達をなし得、又善良な指導によつて其の不良性の矯正し得らるる程度のものであつたのである。

而して從來犯罪人類學者若しくは精神病學者が、主として犯罪者を研究したのは、前章に述べた病理的のものとの生來的のものとのであつた。従つてこれ等に對しては、頗る種々な研究が發表され、又様々な學說が立てられて居るのである。

第七章 習慣的犯罪者

第一節 稟性と境遇

犯罪者の中には、上に述べた病理的犯罪者や先天的犯罪者といはれるものに比較して、其の不健全性が甚だしくはないけれども、而も適當な境遇に生育するでなければ、健全な社會生活の出來ないやうなものが少くない。かかるものは病理的犯罪者や先天的犯罪者のやうに、相當な境遇にあつても尙犯罪をするといふ程度のものではない。従つて其の境遇が相當であるならば、其の不健全性を暴露せしめないで生活することが出来る。けれども若し何等か或偶然な機會に臨んで犯罪をなし、或は適當でない不幸な境遇に生育すると、比較的容易に不良行爲を習慣的に行ふやうになるのである。換言すれば茲にいふ習慣的

犯罪者は、其の稟性と境遇とが相俟つて不良行爲をなさしめるやうなものをいふのである。即ち犯罪の個人的原因と社會的原因とが、輕重なく共に重要な關係に立つて居るものであつて、その何れを等閑に附しても、彼等の不良行爲に對する習慣性を改善せしめることは出来ないものである。累犯者の少からざる部分は、この種のものといふことが出来る。

第二節 人の不良化性

煩瑣な社會に生活し複雑な法律の制限を受けて居るものは、何人も其の生れながらの状態では、健全な社會生活をなし得るとはいはれない。文化が進み生活程度の向上して居る社會程、これに生活せんとする各個人は、其の社會に適應するやうな習慣性を得て行かねばならない。これが廣い意味でいふ教育であつて、粗野なものを善き方向へ導き矯正に努めて、初めて其の社會の一人として認められるに至るのである。而して人の先天的の性質は、觀方によつては善と

も惡ともいはれない。又現在の社會に於て犯罪と認められて居る行爲が、悉く人間本來の性質に違反したのもといはれない。のみならず文化の進んだ社會は、人間本來の性質を人爲的に改めるやうに努めて居ることが少くない。これ等の點から現在の生活が、強ちに人類の最も自然的に要求して居る方向に又最も理想的な方向に進んで居るとはいはれない。時には人類の本性或理想から遠ざかつた不適切な生活の途を辿つて居ることすら稀でない。兎に角現在の社會生活で不良と認められたり罪惡と思惟されて居る行爲が、殆んど粗野な状態にある状態の行爲であり、所謂本能的行爲であることが少くない。これを反面からいふならば、現在の社會生活に適應するやうな性質を得るには、少からぬ訓練が必要であつて、常に自制が要求されて居る。

これに反して人の行爲の本能的な現はれ方は、極めて自然な發動であるから、それに對して何等特殊な努力を用ひずとも又日常の訓練を経なくとも、容易に

義 講 理 心 罪 犯

これを行ひ得又それに習熟することが出来るのみならず、一度この種の本能的動作に路を開いたものは、再びそれを禁止して發動しないやうにすることが頗る困難である。これが現在の社會生活に適應しなければならぬ動作よりも、寧ろ稟性を赤裸々に發動せしめる動作が、容易に習慣性となる所以である。そこで社會生活が複雑に煩瑣に赴けば赴く程、益々訓育修養自制等を一日も忽にする事が出来なくなることを示すと共に、所謂人の不良化即ち洗練されない野性の暴露は、捨てて置いても現はれ勝ちなばかりでなく、一度現はれると極めて容易に習慣性となることを示すものである。換言せば所謂善行よりも所謂悪行が、習熟され易いのである。

第三節 惡に對する思想

社會が犯罪と目して居る行爲は、必ずしも其の社會の何人にも同一の程度に考へられて居るものではない。其の個人の生後に於ける境遇と其の先天的性向

義 講 理 心 罪 犯

とに因つて、同一の行爲に對する思想も種々に考へられて居るのが普通である。其の甚だしい場合は、或一地方のもの殆んど全部が、特殊な犯罪行爲に對して、普通に思惟されて居るやうに罪惡と觀て居ないことがある。例へば森林の多い地方に於ける森林窃盜の如きそれである。けれどもこの種のもものは其の地方の特別な状態に因るのであるが、假令かくの如く特殊な思想はないにしても、若し一度或犯罪行爲を敢てするに於ては、其の個人が其の行爲に對して多少に拘らず習慣的素地を得るのみならず、それに對する罪惡觀も幾分鈍麻する傾向が生じて來る。即ち一度も罪惡を犯したことの無いものと、一度であつてもそれを犯したものとでは、罪惡に對する思想に頗る多くの隔りを生じて來るのである。かくて只の一度丈け已むを得ず行つたといふものが、只一度丈けでは終らなくなつて、最初に經驗したやうな躊躇や不安の著しい程度を失ひ、比較的に大膽と敢行性とを得るのが普通である。

のみならず一度罪惡を敢てしたものは、罪惡に對しての大膽や敢行性の増す以外に、多少に拘らず自暴自棄の念が起つて來ると、假令他の多くのものが自己の罪惡を知らないにしても、何れも自己に對して疑の眼と疎遠的な態度とを以て接するが如くに解され、容易に自ら進んで反抗的に罪惡に進み勝ちとなるものである。

これ等の事實は、前に述べた人の不良化性と相伴つて、益々犯罪に對する習慣性を著しからしめるものである。其の上に犯罪したことが公にされて來ると、刑事上の制裁を受ける以外に、社會的の制裁が峻烈となつて、可成りな程度に改悟の状態に進んだものをすら、絶望と自暴自棄と反抗とに至らしめ、更に精神的墮落を深からしめることが少くない。ここに又罪惡に對する思想を變化せしめる原因があるのである。

第四節 犯罪の習慣性

かくの如くに一度犯罪行爲を敢てせるものは、自然に犯罪を繰返し勝ちになる状態となるものであるが、この場合にも其の稟性と境遇とは、最も注意しなければならぬ條件である。尤も所謂習慣性の犯罪者となるやうなものは、普通の人々に比較して、其の精神状態に幾分か不健全な點のあるものが多いと共に、其の境遇に於ても亦適當でなかつたものである。例へば初めの犯罪に於て、豫想外の利益・興味・成功・虚名・満足等を得たか、又自己の犯罪に對する社會の人々の反感・憎惡・壓迫・疎遠等の態度、並に自己の甚だしい窮迫等を有して居る場合には、犯罪者をして習慣性たらしめ易い。而して境遇上最も注意されるのは、犯罪者が出獄した當時の状態である。先天的に缺陷を有して居るもの外は、其の初犯時に於て多くは改悛の念を有して居る。従つて若しこの時に於ける境遇が、彼等を改過遷善せしめる上に適當であつたならば、彼等の多くは累犯者とならないで終ることが出来る。けれども若しこれに反する時には犯罪

を再びせしめる危険性のあるものである。但しこの際の境遇は、普通の境遇よりも一層健全なものでなければならぬ、何となれば彼等は既に一度犯罪に對して路を開いたものであるから、普通以上に適切な境遇でなければ、犯罪に對する習慣性を防ぐことは比較的困難であるといはねばならぬ。

而して上述せる不良化性や罪惡に對する思想の變化は、犯罪を反復する程其の程度を昂進せしめるものである。従つて三犯者は再犯者よりも、四犯者は三犯者よりも、出獄後短時日の間に犯罪を敢てする傾向がある。今私が窃盜の累犯者五百六十一人に就いて調査したところに據ると、出獄後三ヶ月以内に犯罪を敢てせるものは、再犯者に於ては全數の二九・四%が、三犯者に於ては二九・二%が、四犯以上の者に於ては四五・七%となつて居る。固よりこの調査した累犯者の中には、先天的犯罪者とか病理的犯罪者といはれるものも相當に加はつて居るのであらうけれども、兎に角犯數を累ねたもの程、比較的短い時日の

間に犯罪するやうなものを多く含んで居るのである。これで以て犯罪者の犯罪に對しての習熟的傾向の一端を、推察することは出来るのである。

次に習慣的犯罪者と觀らるべきものには、勿論種々な罪質のものもあるのであるが、其の最も一般的のものは、賭博・窃盜・詐欺・横領・賣淫等であつて、暴力を以てするものや極めて残酷な行爲を以てするものなどは、寧ろ生來的又は病理的の犯罪者に多いと見做されて居る。従つて習慣的犯罪者の精神状態は、普通人と甚だしい相違のないもの、又は其の性質の比較的消極的なもので、怠惰なもの利慾心の強いもの意志の薄弱なもの等が、其の主なるものである。

第五節 職業的犯罪者

尙犯罪を以て生活の資料を得て居る職業的犯罪者がある。而してこれ等の多くは、幼時より適當な教養を受けなくて、正當な途を以ては生活することの出來ないものである。尤も犯罪者の間で、犯罪行爲を以て一種の職業とする思想

は、何れの國に於ても見られることであつて、我が邦などに於ても、窃盜者などの通用語には、窃盜を商と呼び、巧妙なる窃盜者を善い職人といふやうな語がある。勿論これ等は隱語としての要求からも用ひられるのであるが、その外に窃盜を職業視して居る點をも知らしめるものである。

かかる習慣性の程度を昂進した職業的なものも、興味のあることは其の反復して行ふ犯罪の仕方である。即ち彼等は單に犯罪に對する習慣性を有するのみでなく、それを行ふ形式に於ても亦習慣性を有するのが一般であつて、全然相違した仕方で、其の上に罪質を異にした犯罪をするやうなことは殆んどなく、何時も其の行爲の現はれ方が相類似して居て、一見同一人の行爲たることを推知せしむるものである。この點は普通の習慣の場合と、何等異なるものではない。只職業的に犯罪を敢てして居るものは、犯罪で以て生活維持の資料を得若しくは其の多くの部分を得て居るもので、單純に習慣的に行ふといふのみのもので

はない。のみならず普通の習慣的犯罪者の中には、自ら特別に犯罪しようとの意味がなくても、特殊な機會に臨むと何等の思慮判断を廻らす餘裕を失つて、つい犯罪をするやうなものもある。然るに所謂職業的犯罪者は、自ら生活の資料を犯罪に因つて得ようと努めて居るのであるから、特殊な機會のある時に限つて衝動的に犯罪するものではない、自ら犯罪することを意識するばかりでなく、時には少からぬ考慮や努力を費し、又時には犯罪するに好都合な機會の發生を待ち、或は又時には自ら好都合な機會を發生せしめるやうに努めて、有意的に犯罪するのが普通である。従つて習慣的犯罪者と職業的犯罪者とは、前者を廣義に解すれば後者をも包含せしめることが出来るが、それを狹義に解する時には、兩者の性質に多少の相違あるものといはねばならない。

第八章 偶發的犯罪者

第一節 偶發的犯罪の原因

當然に又は動もすれば犯罪に至るべき稟性を持つたものの犯罪行爲は、これを偶發的といふことは出来ないが、普通の性格を持つたものであるならば、其の多くは恐らく犯罪に至るであらうと思惟される程度の事情に接して行つた犯罪は、偶發的犯罪といふことが出来る。従つて偶發的犯罪者の犯罪に至る原因は、主として境遇上の事情であつて、其の稟性の方面は間接的な原因と認めなければならぬ。尤も如何なる境遇に臨んでも、其の社會適應性を失はないで、健全な性格を保持し得る人も認めることが出来るのであるから、假令境遇上の事情が犯罪の主たる原因であるにしても、其の行爲者の稟性に何等注意すべきも

のがないといはれないのである。

このやうな意味で、偶發的犯罪の原因は境遇上の事情を重要視するのであるから、境遇上の事情に千差萬別のある丈けに、其の注意すべき原因も亦多種多様なものがある。

一、生活上の窮迫 かくてこの多種多様な原因の中、其の最も主たるものは、生活上の窮迫である。何となれば生物は如何なるものであつても、自己の生存に對して先づ努力するやうに造られて居る。性の要求や對社會的の要求や娛樂の要求は、何れも極めて痛切な要求であるけれども、普通には自己の生存が保持され、其處に多少に拘らず餘裕の見出された場合に働くものである。かの其の日の食にすら窮して居る憐れな浮浪者などが、飲食に其の興味を中心を置いて居て、其の交はされて居る談話から、異性の問題や羞耻や世間話の忘れられて居ることなど、如何に自己の生存が、普通の状態では強かるべき要求に

先んじて、現はれて居るかを示すものである。それだけ生活上の窮迫は、人をして迷妄に導き易い。殊に天災地變等の突發的事情の爲めに、豫期せずを得られた生活上の窮迫の如き、最も偶發的な原因といふことが出来る。而してこれは主に生活物資に關する犯罪と關係を生じ易いのである。

二、感情の激奮 生活上の窮迫に次いで注意すべきは、一時的の感情の激奮である。感情の激奮は、人の理性をして最も混惑に陥れるものである。従つて普通の状態に於ては、頗る冷靜な判断と周密な用意とを有する人であつても、感情の激奮を來たした場合には、判断も用意も充分に働く餘裕なく、盲目的な衝動的な態度に導かれて、感情の沈靜後に自らを反省して驚くやうな行爲を敢てすることがある。而も内發的に感情激奮に至る病的のもの以外は、何れも偶發的な事情から感情激奮に至るのが常である。故に一般に感情激奮の爲めに犯罪に陥つたものは、偶發的犯罪者として取扱はれるのである。而して感情激

奮は、普通は對人的經驗として發動するものであるから、これに因る犯罪も主に他人の身體に關する犯罪と關係を生じ易いのである。

但し生活上の窮迫にせよ、感情の激奮にせよ、其の原因たるものが頗る普通であるのに、然も犯罪を敢てするやうな程度に至り勝ちな傾向があるとすれば、其の人の性質即ち個人的方面に缺陷があるので、其のやうな機會に遭遇することも多いであらうし、又それに因つて犯罪を敢てすることも稀有であるといはれない。従つてこれを以て偶發的犯罪者といふことは出来ない。即ち偶發的犯罪者は、其の本來の性質として犯罪の如き行爲が屢々繰り返さるべきものではなく、全く一時の出來心より又已むに已まねずして行ふものでなければならぬ。かくて上述のやうな或境遇を得ては犯罪し易いやうなものは、寧ろ習慣的犯罪者の中に入るべきである。

第二節 模倣的犯罪者

生活上の窮迫や感情の激奮の外に、偶發的に犯罪の行はれる場合は少くなく、其の一として模倣を擧げることが出来る。

固より模倣によつて犯罪をする者の中にも、本來犯罪者となり易い危険性を有して居たものが、單に其の危険性の發動する導火線として、偶發的な模倣を擧げ得ることはある。けれどもこの種のもものは私がここでいふ模倣に因る犯罪者ではない。ここに所謂模倣性犯罪者とは、かかる危険性のないものであつて、其の時の特殊な刺戟と特殊な精神状態とに因つて、偶發的に他の犯罪行爲を模倣した場合である。かくてこの種の犯罪は、往々流行の形式を以て進むことがある。例へば義賊に關する讀物や評判になつた犯罪に關する新聞記事や活動寫眞の探偵物などが原因をなして、模倣性の著しい少年期のものに、同種類の多くの犯罪を起さしめることが間々ある。或は又群衆によつて行はれる犯罪、例へば騷擾に關するものや同盟罷業の形式で行はれるものなどに於ては、普通には

極めて謹直である人も、群衆の中へ投じた爲めに、知らず識らずの間にも他の人の行爲に模倣して、思はざる犯罪行爲をなすことが珍しくない。但しかかる場合に其の模倣の最も顯著に行はれるのは、模倣の對象となつた人の數の多いことである。この多人數の行動に釣ひ込まれて行ふ際には、模倣をして容易ならしめる條件、殊に群衆心理に基いた暗示感性の昂進から、普通の状態に於て見られなかつたやうな模倣性を發揮するものである。

かかる模倣的犯罪者は、時代の或思想に因つて起ることがある。例へば社會改造の叫ばれて居るやうな場合に、社會改造に關したことから、特殊な迷信の行はれて居る場合に、其の迷信に關したことから、或は敵愾思想の瀰漫して居る場合に、或他國人に對して危害を加ふるが如きことから、頻々として同種類の犯罪者を輩出せしめることが往々ある。勿論かかる場合に於ける模倣的犯罪者にも、其の機會を悪用して不良な自己的欲求を満足せしめようとするものも

少くない。けれども少くも其の思想がなかつたならば、犯罪者としては現はれなかつたやうなものをまで、模倣によつて犯罪者たらしめることも少くないのである。

第三節 一時的精神異常

人の精神作用は、如何なる場合にも同じやうな發動をなすものではない。又普通の社會生活には何等不都合のない程度の性格を持つて居るものが、何時も常に健全な精神を有するものではない。即ち時には一時的異常を見ることがある。其の主なるものに次の數種がある。

一、特殊なる精神状態に因るもの 普通の場合に普通の人格發動の出来る人も、或特殊な精神状態に入ると、一時的に其の人格發達を異常ならしめることが少くない。勿論其の何れの場合も、常に人をして犯罪せしめるといふのではないが、偶發的犯罪が錯誤や粗漏や不注意や短慮に基く場合の少くないのを

以て觀れば、人格發動の異常と犯罪とは、頗る密接な關係があるといはねばならない。

4、利慾に迷へる時 利慾が如何に強く人々の精神を支配するかは、今更喋々するまでもないことであるが、何人も利慾に迷つた時には、冷靜な判斷と周密な考慮とを失ひ易い。この事實は、人が利を以て釣らるることの如何に多きかを見ても明かであつて、詐欺の少からぬ部分は、この利慾に迷つた一時的精神異常を悪用して人を陥れるものである。他人の所有に屬する財物を取扱つて居て、不圖これ丈けが自分のものになつたならばとの念が心裡に浮ぶと、もはや責任の感や不徳の感等は影を潛め、専らそれを私して行使した場合の状態に眩惑され、遂に豫期しなかつた犯罪を敢てするやうなことが往々ある。或は日常欲しい欲しいと念頭を去らなかつたものが、思ひ掛けもなく目前に現はれた際に、前後を考へるの暇もなく、殆んど衝動的にそれを窃取するが如きことも、商店

に於ける偶發的萬引等に於て間々見られる事實である。然しかかる利慾に迷へる時の対象は、必ずしも莫大な價值あるものとは限らない。時には些細なものの爲めに、財物のみならず他人の身體にまで危害を加へることがある。かくの如きは何れも利慾によつて理知が健全に働き得なくなるからである。

口、氣心狼狽せる時 かかる際には精神活動が安靜を缺いて居るから、精神的又身體的作業に自ら粗漏や失敗や錯誤を招き易い。輕微な失策を隠蔽せんと焦つた爲めに、益々其の失策を顯著ならしめ、又僅少の損失に驚いて狼狽した結果愈々其の損失を大ならしめるやうな事は、贖職罪や背任罪や賭博や失火其他の犯罪に於て常に見られる事實である。けれども他面に於てこの一時的的精神異常が、犯罪者の犯罪行爲の上に影響して、捜査に便宜を與へる事が少くない。即ち可成りに用意周到に行はれた犯罪であつても、犯罪者自らは不正な事を敢てして居る事を知つて居るから、又其發覺を虞れて居るから、犯罪の時には殆ん

ど常に焦心狼狽が伴つて居る。そこで罪跡煙滅の上に最も肝要な物質を、不注意にも現場に遺留して置いたり、種々な手落ちを敢てするのである。従つて相當な教育を受けたものの犯罪にも、其の行爲者の教育程度に似もつかぬ不手際を示して居ることが多いのである。

ハ、強き刺激に接せる時 同種類の刺激であつても、其の刺激の程度で吾人の精神に影響を與へる上に大なる相違がある。燈火に面しては落付いた心地よさを經驗するのに過ぎないが、炎々と燃え上がる大火の焰には、如何に人が強く支配されるか。五圓や十圓の賄賂に對しては嚴然として突き返し得たのに、數萬圓の賄賂に接して圖らずも混惑の醜態を暴露するやうなことは、世上其の例に乏しくない。又普通の異性に對しては、普通の態度の保たれたものも、濃厚な化粧に華美な服装をなし、芳香を漂はし誘惑的な嬌態に接しては、其の平靜を破られ易いことがある。或は又單純なる蔭口には、何等心を亂さなかつた人も、

面と向つてなされる罵詈譏諷には、自己を忘れての激昂に陥り、思はざる行爲にまで至ることがある。固よりかかる場合に、個人の先天的性質や後天的の訓練によつて大に相違あるはいふまでもないことであるが、異常に強き刺戟が、人をして異常ならしむるは逃れ難いことである。

二、沮喪時と發揚時 この兩者は、吾人の精神活動の上に、互に相反する結果を生ぜしめ、沮喪時には精神能率減退し因循となり消極的となり努力を厭ふに至り、發揚時には精神能率増進し快活となり積極的となり努力を惜しまぬ状態となる。従つて自己の事業の成功と失敗と、慰安の有ると無きと、健康なると不健康なると、名譽を得たと耻辱を得たとでは、何れも各々の間に著しい懸隔を生ぜしめるものである。但し極端に沮喪した時には、餘りに消極的に陥る結果、次第に社會生活の落伍者たることあると共に、極端に發揚した時には、餘りに積極的に進む結果、實力以上に調子に乗つて、冒險的企業や獨斷的盲進を敢て

し、結局は他に損害を加ふるが如きこととなる。かの經濟界の好況に赴いた時に、悪意に基づかぬ種々な冒險的企業が試みられ、其の爲めに會社を中心として色々な犯罪の演ぜらるるに至つた如き後者の例である。

水、迷信せる時 不健全な信仰を有して居るものは、假令他の一般的方面に於て普通の判斷を誤ることなきに拘らず、其の迷信に關係する方面に於ては、極めて著しい誤をして居ることが少くない。然も其の迷信に對する態度が、惑溺の程度を著しくして居れば居る程一層其の迷妄に陥ることが甚だしい。その爲めに犯罪の行はれることも珍しくはない。而して迷信には種々なものがあるが、先づ一には、人の最も強い要求が生存慾であるだけに、疾病治療に關したものが最も廣く行はれ、従つてそれに因る弊害も少くない。例へば癩癩や肺結核のやうな難治の疾病や、癩病や微毒淋病等の羞耻を感ずる疾病を治療せん爲めに、様々な迷信が行はれ、それ等には人の生血や人の生肉や陰莖や腦などが特

效あるものと信ぜられて、或は人の身體に危害を加へ、或は幼者を誘拐し、或は屍體を犯し墳墓を發く等の不良行爲を敢てせしめることが往々ある。或は又狐憑きの治療として、憑依して居る狐を追ひ出さん爲めに、唐辛燻しにして幼兒を死に至らしめしが如き、亦この種のものである。二には、利慾より生ぜる迷信も亦少くない。例へば七夕の夜に七軒の家のものを窃取すると長者になる(山梨地方)とか、大鷲神社の賽錢を窃取すれば御利益がある(東京地方)との迷信から、窃盜の行はれるが如きそれである。三には、性慾的のもので、婦人の腰巻百枚を蒐集すれば自分の愛人が得られるとの信仰から、六十九枚まで窃取して捕へられた如きその例である。四には、怨恨のある人を咒へば效があると思はれることから、神社の樹木に藁人形を釘で打ちつけて居るが如きことをする亦特殊な例である。何れにせよ迷信を有するものが、其の迷信に關聯したことに對すると、全く迷妄の中へ陥つてしまつて、冷靜な判斷も前後の懸慮も廻

らすに餘裕がない。かく相當に教養のあり又社會的地位にある人が、かかる迷信の爲めに自らのみならず他の人々をもそれに導いて、思はざる不良な行爲に至らしめることがあるのである。

へ、夢醒時 これは以上述べたものとは、其の趣を異にしたものであつて、時には寧ろこれを病理的犯罪者の中へ入れて論じて然るべきこともある。即ち何人にも現はれる事實ではなくて、寢呆けて或動作を行ふものであるが、癲癇性異常性格者に特によく現はれるのである。而して其の夢遊中の動作は、行爲者自らの覺醒時に於ける記憶に留まつて居ないのが普通である。かかる一時的異常時の動作は、覺醒時の心理と密接な聯絡を持つて居ることと然らぬことがある。換言せば覺醒時に心理に畫かれて居た欲望の遂行となることと、全然無關係と思はれるやうな動作の行はれることがある。前者の例として酒を飲みたいと思ひつつ床に就いたものが、睡眠後一時間ばかり経てから、起き出でて

酒屋で相當に飲酒し、拂ひは明日取りに来てくれと告げて再び家に歸つて床に就いてしまひ、翌朝酒代を取りに来られて驚き怪しむといふが如きそれである。時にはこの夢遊時に、全く思ひ掛けもなく、自分の親密にして居た友を大猫と間違へて、鉈で切り殺したやうな例もある。

其の他酩酊時の如きも、明かに一時的的精神異常で而も犯罪行為と密接な關係を持つて居るものであるが、これは病理的犯罪者の章に於て述べたから、ここには述べないこととする。

二、特殊なる生理状態に因るもの 生理状態が吾人の精神状態に不可分離の關係を有することはいふまでもないことであるが、それが人の行為をして異常を來さしめ不健全に導く場合について見ると、大凡次の數種が注意すべきものである。

イ、空腹時 動物は一般に食物獲得といふことに少からず支配されて居る。人

類も亦其の軌を一にして居る。只人類の多くに於ては他の動物のやうに、それが赤裸々に現はれて居ないといふ丈けである。殊に興味のあるのは空腹に伴ふ食物獲得の場合である。空腹は食を要求する時であるから、動物は一般に食物獲得に少からず努力し、争闘的傾向が本能的に現はれて、其の要求を満足せしめようとして居る。故に動物を空腹状態に置く時には、殆んど何れも其の舉動が粗暴激越となり、穏和な態度を失ひ勝ちである。吾々の社會に於て、懇親を謀り何事か懇談を試みようとする場合に會食されるのは、頗る興味のあることであつて、人の精神を粗暴激越から遠ざけ、穏和平靜に保たしめようと、昔からの貴い經驗に基いた企である。要するに空腹時は人の感情を焦々せしめ易いから、若し何等か紛擾を起すやうな時に、會衆者が空腹状態にあると自然其の紛擾を著しからしめ易いこととなる。かかる事實は、群衆運動の場合に於てもさうであつて、多くのものが空腹のまま騒いで居るやうであると、其の運動は

極めて容易に激越に至り易いのである。

ロ、月経時 女子の一时的精神異常として注意すべきものは、月経と妊娠と産褥とである。就中月経は女子の生活と極めて密接な關係を有し、犯罪の誘因を觀察する上に最も興味あるものである。尤も其の極端に顯著な變調を與へるものは、寧ろ病的として觀察しなければならぬが、普通の女子に於ても其の一時の生理的變化から、其の精神上にも特殊な變化を呈せしめることが少くない。但し月経に關しては、思春期に入る月経開始の時と、頽齡期に入る月経閉止の時と、月々の月経の時とを區別して考へねばならぬ。一に、月経閉止の時には、感情方面に最も著しい變調を生じ、異性に對する愛着・羞恥・虛榮心等甚だしく昂進し、感情生活は一般に動搖し易く、自制力に乏しくなり、暗示感性に富んで外圍の刺激に支配され易く、沈鬱・冥想・感溺・厭怠等に至り易し。二に、月経閉止の時には、精神上に一種の安靜の状態を見ることあるも、今迄に見なかつ

たやうな強い性慾の昂進を見、又異性の愛護を離れなければならぬといふ自然的傾向から、一方には嫉妬を他方には利慾を強く發動せしめ、羞恥の感を失ひ、自己の行爲に對する敢行性に富み、執拗・頑迷・因循等に至り易い。三に、月々の月経の時には、感覺鋭敏、感情興奮となり、爲めに一般に刺激性衝動性となり、又暗示感性昂進し意志薄弱となり、間々特殊なる妄想を懷き、虚言を敢てすることなどが主な特徴である。何れにせよこれ等の場合は、女子の精神上に變調を與へるものであるから、女子の犯罪行爲がこれ等の時期と相關聯して起り易いこととなるのである。殊に女子によつて行はれる犯罪の中、衝動的に行はれた窃盜や放火や殺傷や誹謗の如き、上述の一时的精神異常が其の有力な誘因となつて居ることが少くないのである。

ハ、妊娠時 これは女子の生理的變調としては、最も注意すべき時である。殊に受胎後二三ヶ月目は、氣力衰へ、感情の興奮並に動搖著しくなり、一般に愛

鬱状態に入り、間々特殊なる強迫觀念や妄想から、平常温順な人をして恐るべく驚くべき行爲に至らしめることがある。但し不義私通の爲めの妊娠から、女子の精神上に大打撃を與へ、その結果往々犯罪行爲に導くこともあるが、これは特殊な事情の下にあるものといはねばならない。

二、産褥時 この時期には、往々經過的の精神障害が起つて、多くは意識の上に變態を生じ、又一種の病的感情を起すことがある。其の程度の著しいものは、狂暴状態となることもある。かかる一時的的精神異常は、産後大凡五日乃至十日間に見られ、其の狂暴の形式をとるものは意識の混濁を起し、憂鬱の形式をとるものは夢幻状態となり錯覺や幻覺を伴ふことがある。一部の論者はこの一時の精神異常から、産兒を厭殺することがあるといつて居る。けれどもこの時期は普通には未だ自由に活動の出来ない状態にあるものであるから、戸外に於て行はれる各種の犯罪に至らしめ易いといはれないのは明かなことである。

以上述べたところは、一時的の精神異常から、普通の場合には何等不正行爲を敢てしないのに、動もすれば外圍の些細な刺戟の爲めに、容易に犯罪を敢てする場合である。従つてこれ等の状態は、一般の偶發的犯罪者即ち境遇上の事情を犯罪の主原因とするものと異り、同じく偶發的なものではあるが、個人的方面に犯罪の主原因を認めて然るべきものである。けれども其の主原因を直接の發動に導く誘因としては、境遇上の事情即ち社會的原因が、頗る重要な關係を有して居るのである。

第四節 潜在的犯罪者

一、潜在的犯罪の意味 潜在的犯罪者は未だ犯罪と認めらるべき行爲を敢てしたことはないが、其の精神状態から推察するも、又其の境遇の上からするも、頗る不健全な要素を有して居て、或機會に臨んでは極めて容易に犯罪者となるべき性質を持つて居るものである。これはカウフマンなどの述べて居るところ

であるけれども、他の論者は、潜在なる意味をもつと廣義に解して、事實上犯罪行為をなしたものではあるが、未だ表面上一般に犯罪者と目されて居ないで道徳上の制裁も法律上の制裁をも受けずに、尙社會に毒害を流して居るやうなものをも含めていふのである。この種の制裁を逃れて居る犯罪者は、制裁を受けつつある犯罪者に對して、概ね幾何の割合にあるかは固より明言することは出来ない。けれども學者によつては或は後者の二倍位であるといひ、甚しきは數倍あるとまでいつて居る。又他の論者は、何人も幾分か犯罪的傾向を持つて居ないものはない、只其の未だ犯罪を敢てしないのは、其の境遇が健全である爲めに、其の犯罪者の傾向を暴露しないのに過ぎない、従つて何人も皆潜在的犯罪者といふことが出来るといつて居る。これは最も廣義な解釋である。

但し今ここで述べようとするのは、かかる廣義の潜在的犯罪ではない。事實上未だ犯罪行為を敢てしたことはないが、何等かの機會に接すれば普通の健全

者ならば無事に終るべきに拘らず、容易に犯罪行為をなすが如き精神及び境遇を有して居るものである。

二、潜在的犯罪者の危険性　かくの如き意味に於ける潜在的犯罪者は、機會だに到來せば犯罪者たるべき危険性を有するものであるから、其の最初の犯罪行為は全く偶發的であるにしても、一度社會意志に反した行為に對する開路が出来た上は、多くの場合に、次には更に些細な機會を得ても易々と犯罪に陥り、従つて大體に於て習慣的犯罪者となるべき運命を持つて居る。この點は純粹の偶發的犯罪者と大に異つて居る。かくて病理的犯罪者の章に於て述べたやうな精神状態を有するものは、假令未だ犯罪行為を敢てしたことはなくても、これを潜在的犯罪者と見るのが至當である。

ヘンリー・エム・ポイースは、推定的犯罪者なる名目の下に、前述の心身に異常のあるものの外、両親の不道徳や貧窮や罪惡の爲めに養育の不充分なもの、

孤兒、棄兒、私生兒等を擧げて居るが、これ等も亦潜在的犯罪者と見らるべきものである。

けれども犯罪の原因を主に社會的即ち外的境遇の方面に求めて居る論者は、前項に述べたやうに總ての人を潜在的犯罪者と考へ、従つて總ての人は皆偶發的犯罪たるの運命を有して居るといふのである。

三、眞の偶發的犯罪者 之を要するに、病理的犯罪者も生來的犯罪者も、其の初めて犯罪する時は、多く或偶發的事實が原因をなして居るが、而も其の偶發的事實は、普通の人々ならば犯罪を敢てせず終り得たやうな性質のものである。而して普通の意味に於ける偶發的犯罪者は、寧ろ特別な機會が犯罪行爲の原因をなして居るのである。従つて其の心身の狀態も、一般の人々と特別な相違點はない。但し偶發的犯罪者の中には、四圍の境遇其他から、習慣的犯罪者となる危険性がある。されば初犯者の心身の狀態を精細に觀察研究して、

眞に偶發的原因として認めらるべき事情に因つて犯罪したか否かを判斷しなければならぬ。

而して偶發的犯罪者は、動もすれば習慣的犯罪者となり易いけれども、又他方に於てはこれを矯正することも比較的容易であることが少くない。只外見上の偶發的犯罪者と眞實の偶發的犯罪者とは、程度の相違に留まるものであるから、甚だしい先天的缺陷や病的性質を有して居ない限り、時には兩者の區別を明瞭にすることの頗る困難なことが少くない。

第五節 錯誤に因る犯罪者

一、未知及び誤解 行つてはならないことを行ふのが犯罪であるから、其の行つてはならないといふ事に對する態度に、何等かの錯誤があつた場合には、犯罪を敢てするといふことを知らないで、つい犯罪をする事となるのである。斯るものは行爲の形式から觀て、又一つの偶發的犯罪者といふことが出来る。

尤もこの種の行爲者の何れもが皆、行つてはならないと知つたことを行はないとは限らない。けれども少くもこの種の特殊な行爲丈は、偶發的犯罪と考へて差支ない。如何なる社會又如何なる時代にも犯罪と目されるやうな所謂自然犯罪は、其の本性から何人も行つてはならないことを心得て居るが、或特殊な社會又時代にのみ殊に一時の便宜上制定された刑罰法規の如きものは、何人もが皆その行つてはならないことを知つて居るとはいはれない。即ち時には一般の常識上で不正又は不良と考へられないことが、實は刑罰法規に違反することであつたりする場合があるのである。かかる錯誤は、所謂人爲犯罪換言せば法定犯罪が繁雜に規定される程、益々起り得べき場合の多いのを豫想しなければならぬ。けれども發布された法規は、これを未知の理由を以て其の責を逃れることが出来ないから、其の違反者は當然法律上の制裁を受けなければならぬ。且又かかる場合の特例として、法規はこれを知つて居つたのであるが、其の

解釋に錯誤があつた爲めに、つい思はずも犯罪に陥つたといふ場合がある。この種のものの中には、解釋上の錯誤がなかつたならば、決して違反しなかつたといふものを、少からず含んで居るのはいふまでもない。従つてこれ等は、偶發的犯罪者といふ偶發の意味を、最も明かに有するものである。

二、不正又は不良の錯誤 最後に一つ述べなければならぬのは、個人の境遇上の關係から、普通の社會に於て不正又は不良なことでとされて居る行爲が、極めて普通事として思惟され居る結果、何等道徳的情操に影響を受けなくて、平然として時には公然に行はれる場合である。故にこの種のもものは社會的方面から其の不健全性を得たものといはねばならない。例へば幼少の時から賭博の行はれるのを見聞しつつ成長したものは、それを以て普通の娛樂と考へ、甚しきはそれを一定の職業の如く考へて、自らも何等躊躇するところなく行ふに至るが如きそれである。或は密賣淫婦の跋扈せる地區に人となつた少女が、賣淫

によつて美装をし美食をするのを羨望し、それを理想として遂に自らも密賣淫婦となるが如きもそれである。或は又、賄賂收受の盛に行はれ、賄賂を以て處世の手段とし職業上の餘徳と考へて居るものの中に活動するものは、他の方面の人々からは明瞭な賄賂收受と考へる程度のことを、當然な行爲として觀るのみならず、それを以て手腕あるものを行ふこととして、何等恥づるところなく犯すが如き亦この種の例である。かくてこの種のもは、特殊な不正又は不良事に對する思想に錯誤があるのであるから、一方よりせば偶發的犯罪者ともいふことが出来る。けれども若し其の思想の錯誤が眞に改善されないに於ては、極めて容易に其の錯誤ある方面に於ける習慣的犯罪者となるものである。

第九章 感情的犯罪者

第一節 感情の激昂

感情の激昂は、比較的に緩漫に進む場合と爆發的に現はれる場合とがあつて其の間に極めて著しい相違はあるにしても、何れも特殊な表情を伴ふと共に、大凡其の感情に相當した特殊な欲望の満足を追ふものである。尤も其の現はれ方には、表情の發動を主とする場合と、欲望の満足追求を主とする場合とがあつて、それに因つて行爲の性質は大凡定まるものといはねばならない。即ち表情の發動が其性質上對他人的で而も侵害的である場合には、其激昂すると共にそれ自らに於て犯罪行爲に至り易く、又感情に應じた欲望の満足追求が、他人の生命・身體・財産・名譽等に損害を與へるやうな場合にも、其手段から同様に

犯罪行為に至り易い。けれども前者に於ては主に衝動的に行はれるのに、後者に於ては必ずしもさうではなくて、往々相當な熟慮や躊躇を以て行はれることがあるのである。但し一般に感情の激昂は、人をして冷靜な判断を回らす丈の餘裕を與へなくなるから、假令其の感情の本質が或特定な方面に向つて利他的犠牲的なものであつても、其の他の方面に向つては、思はざる危害を加へるやうなことにのみなり易い。これはいふまでもなく所謂善良な感情の反面にも、忘他的排他的の要素や時に害他的の要素の含まれ勝ちなことがあるからである。この意味に於て感情の激昂は、動もすれば人をして誤らしめるものである。

而して感情的犯罪者と呼ばれるものは、其犯罪行為の原因が、上述するやうな感情の激昂に基づいて居るものであつて、其の感情は固より一定しては居ない。これを廣義に解するなれば、如何なる性質の感情であつても、それが激昂の結果犯罪行為に至らしめたものであるならば、皆この感情的犯罪者に包含せ

しめて然るべきである。ガロフフロが自然犯罪の中へ數へる激情性犯罪が即ちそれである。けれどもロンブローゾ其他の犯罪學者が述べて居る感情的犯罪者は、このやうに廣義なものではなくて、普通の程度に於て現はれるならば、個人の社會生活上善良な行為に至らしむべき特殊な感情が、異常に昂進して現はれた爲めに、誤つて犯罪行為となつたやうなものをいふのである。従つてかかる場合の行為者は、自ら其の行為に對して、普通の犯罪者が意識するやうな悔悟の感や羞恥の感を伴ふこと少く、時には一方に於て他に侵害を敢てして居ても、他方に於てそれにも劣らぬ善行をして居るといふ感のあることから、相殺的に却つて何等悪事をなせりとの感なきこともあり、又時には全然自己の善良なる方面に向つて行為せりとの信念の下に、假令其の結果嚴罰に處せられるやうになつても、更に自ら恥ぢざるのみならず、却つて得々として自ら満足せるが如きこともあるのである。

第二節 利他的犠牲的感情

かくて病理的犯罪者竝に生來的犯罪者の章に於て述べたやうに、彼等の中には感情異常の爲めに、犯罪行爲を敢てするものが極めて多い。故にこの點から見れば一種の感情性犯罪者ともいふことが出来る。けれどもかかる場合に見られる感情は、一般に現代の社會生活には害あつて益の少いといふべき特殊な感情、例へば嫉妬や怨恨や憤怒や復讐や虚榮等であつて、それ自體に於て抑制しなければならぬものである。換言せば特に甚だしい激昂に至らなくても、其の對他的關係に於て不良性に至り易いものである。これに反してここにいふ感情的犯罪者に見られる特殊な感情は、それ自體に於ては決して抑制しなければならぬやうな性質のものでなく、又適當な場合に現はれるならば、寧ろ其の昂進は喜ぶべき傾向あるものであるが、只それが偏して激昂したり、又其の場合をも顧慮されずに不適切な時に昂進したに過ぎないのである。而してこの種

義講理心罪犯

のものには、其の社會により又其の時代により、特殊な色彩を加味して興味あるものに乏しくないのである。

一、復讐的犯罪 自己に密接な關係あるもの又は世上の弱者が、他より不法に無慈悲に殘虐に侵害された時、進んで其の被害者の爲に復讐してやることは、強ちに排すべきことではない。吾々は自己自らが他より侵害を受けたる時に、其の侵害者に反抗すると同じやうに、自己と密接な關係にあるものが侵害を受けた場合に、其の侵害者に反抗することは、自らの社會の防衛上又繁榮上當然にして必要なことである。そこでかかる場合には復讐心といふ感情の激昂を見るやうに作られて居る。又弱者を愛護することは、協同生活に肝要なことであり、又幼者や老人や女子を扶養保全する上に無くてはならぬことであり、且弱者を自己の防衛の下に安んぜしめる事は、優越慾を有して居る吾々に快感と満足とを與へるものである。従つて對他的復讐は、假令それが其の時の禁令に觸

義講理心罪犯

れるやうなことがあつても、其の時の民衆からは殆んど例外なく讚嘆敬慕の對象とされ易い。例へば徳川時代に於て屢々行はれた君父其他の爲めに復讐をすることは、表面上は禁ぜられて居ても、相當の手續を経て行ふに於ては、それが公のこととして許されたのみでなく、何れも美談とされた。かかる思想は何れの時代にも見られ、只多くは如何に利他的又は犠牲的復讐であつても、少くもそれが人の生命や身體や名譽などに危害を生ずるものであるから、公然と許されることはなく、それによつて行はれた行爲に對して、多大の酌量を加へられて居るに過ぎない。而も民衆は殆んど常にこれに對して極めて強い同情を有して居る。即ち其の犯罪の動機となつた心情には同情しても、それを全然と善良な行爲として黙認することは出来ない。矢張り犯罪者として取扱はねばならない。この點で、犯罪の動機自らが一般民衆の憎惡を以て迎へるやうなもの、大に區別して考へなければならぬ。

二、利他的犯罪 自己の家族又は他の弱者が、窮迫に苦しめられて居るのに同情し、それを救助せんが爲めに、他の富貴にして些細な損害が生活上何等顧慮すべき結果を來さないやうなものから、財貨を窃取せんとする義賊の如きも、亦或意味から上述の意味の感情的犯罪者といふことが出来る。而してこれ等は其の行爲に際して何等の私心なく、全く憐憫の情禁ずる能はずして行つたものではあるが、自己が適當な手段を講じて救助するの途を採らず、又それを採ることが不可能であつたといふ理由で以て、他に加へられた損害の責任を逃れることは出来ない。従つてこの種のもものは、行爲の動機に於て認むべきものはあるが、其の思慮の浅い爲に其の社會的經驗の狭い爲めに又他を顧るの餘裕のなかつた爲に、遂に自らを誤るに至つたものであつて、公の秩序や善良の風俗を維持する上から、矢張り犯罪者として取扱はねばならない。けれども自己の單純な欲求例へば食慾や色慾や虛榮心等を満足せしめんが爲めに、他人の財物を

侵害したものは、明かに區別して考ふべきものである。

三、政治的犯罪 感情的犯罪者に關して、特に注意すべく又興味あるものは、善意より出でた政治的犯罪者である。即ち彼等は、其の社會を改善し、其の國家を盛運に導き、民衆の利福を多からしめんが爲に、現在の法律に違反し又は現在の政治的權力者に向つて反抗するものであつて、其の動機には何等の不純なもの利己的なものはない。けれども其の社會國家民衆を思ふの至情は、一時の騷擾や混亂や、一二の政治的權力者から犠牲を出すことなどは、已むを得ないこととして意に介しない。政治犯とか國事犯を以て目されるものの中には、この種のもものが少くない。

尤も政治犯や國事犯と呼ばれるものの中にも、利己的な強慾より、又は單純な優越慾より、或は又奇を好むことより行ふものもあるから、これ等は除外して考へねばならない。即ち利他的犠牲的であることが、この場合の注意すべき

義 講 理 心 罪 犯

要件である。

而してここにいふ意味の感情的犯罪者たる政治的犯罪者は、其の當時に於ては國法から重大犯罪者と認められ、極刑に處せられたものも、後に至つては却つて其の罪を免し、のみならず賞揚されるが如きことも少くない。殊に一國の政治界が混沌として、當路にある權力者の意志の却つて不良なるが如き場合には、この種の善良な人士が、屢々極刑を以て問はれるのである。我が邦の明治維新前後に於ける志士の如き、其の好適例といふことが出来る。其の他大革命や大革命の行はれるやうな時には、この種の例は極めて多く、これ等は何れも其の當時の犯罪者であるには相違なきも、悪意より又不良性より生じた犯罪者とは、全然其の性質を異にするものといはねばならない。即ち外形上は明かに犯罪者であるけれども、其の動機に於ては普通の犯罪者と區別して觀察すべきものである。

義 講 理 心 罪 犯

四、宗教的犯罪 これ亦感情的犯罪者の中に加ふべきものであつて、其の多くは自己の善良なりと思惟する信仰心の爲に、社會の迷夢を晴らし、一般の民衆を濟度せんと欲するより起るものであつて、其の爲には其の時に於ける社會の秩序や法律に違反したり、又多少の犠牲を拂ふやうなことがあつても、敢て意としないものである。かくてこの種の犯罪者は、前述の善意の政治的犯罪者と相類したものである。但し宗教的信仰に基くものは、信仰に深く入つて居れば居る程、其の信仰は熱烈であるから、これに因つて動かされることも著しく、又或程度の迷妄を伴ふことも有り勝ちである。故に其の熱烈な爲に、往々他人又は社會に特殊な危害を加へることもあるのである。

尤も自己的の欲求を満足せしめんが爲に、故らに熱心な信仰家たる装をなして他に損害を加へ、或は不良迷信を以て他人を惑溺せしめるやうなことも少くないが、これは前述の善意ならぬ政治的犯罪者と相類するものであつて、ここ

にいふ感情的犯罪者と區別して論じなければならぬ。

五、迷信的惑溺 宗教的犯罪の意味を廣く解して、一般に宗教的事實が原因をなして犯罪に至らしめる場合をいふなれば、迷信から犯罪に陥つた場合をも注意しなければならぬ。固よりこの種の迷信に因る犯罪には、特殊な深い感情の昂進は見られなくて行はれる場合もあるから、悉くを感情的犯罪として取扱ふの不可なるはいふまでもないことである。従つてここには、其の比較的に感情の激昂を伴ふもののみについて述べなければならぬ。

元來迷信に因る犯罪は、迷信の性質によつてわかれるものであつて、其の主なる場合を擧ぐれば、偶發的犯罪者の章で述べたやうに、利慾によるもの、羞恥の疾病治療に關するもの、難治の疾病治療に關するもの、性慾的のもの、他を呪はん爲に行はれるもの等である。何れも其の迷信に支配されて居る程度の著しいことと、其の場合の要求の程度の痛切なことによつて、其の行爲に感情的

色彩を濃厚ならしめるものである。のみならず痛切な要求の存する時、而も其の要求が普通の人力を以ては如何ともすることの出来ない時や、また人力に對して信頼の念を失つた時や、或は又恰もその要求を満足せしむべき特殊な迷信的事實の存する時には、日常特別に迷信的傾向のなかつた人であつても、頗る容易に迷信に支配されて、其の人の冷靜な思慮と判斷とを有する場合から推察して、自他共に怪しむが如き種類の行爲を敢てするものである。況して特別な教養をも受けず又精神的訓練をも得なかつたものは、其の内の生活の素樸的な丈に、容易に些細なる事情の下に迷信に感溺するものである。

かくて迷信感溺から善意の下に、往々恐るべき犯罪行爲すらも敢てすることがある。例へば或老婆が其の愛孫に狐が憑いたといふので、其の狐を孫の體內から追ひ出さんが爲に、唐辛燻しにし、其の苦しむを見て狐が苦痛の餘りに今に逃げ出すのであると、益々唐辛を鼻先で燻して遂に死に至らしめ、更に次の愛

孫が又異常を呈したので、それも狐が憑いたのだと認め、無慘にも又唐辛燻しで殺害してしまつた。これなどは宗教的事實其のもの爲に行はれた犯罪行爲ではないが、明かに殺人行爲であつて、而も其動機は愛孫の疾病を治療せんとの熱望より發したもので、一般の殺人行爲に見られるやうに、其の間に何等利己的な欲求もなければ、暴虐な感情も加つて居ない。又それに危害を加ふることすらも思はないで、只狐を憎むの情に驅られて行つたものである。其の他すべて迷信によつて行はれる行爲は、それに伴つた特殊な欲求の加はる外に、迷信そのものに附帶した宗教的感情の興奮が經驗される。故に其の行爲の形式は、普通の感情的犯罪のやうに、何等の思慮も判斷も加へずに、熱狂的に行はれる場合が少くないのである。

尙政治的犯罪や宗教的犯罪について注意すべきことは、それ等が特殊な妄想に因つて行はれる場合である。殊に誇大的形式を以て現はれる政治的妄想や宗

教的妄想は、それを懐くもの自らが其の誤れることを意識しないと共に、自らが政治的権力者であり又あるべきものであると思惟し、或は宗教的權威者であり豫言者であり救世主であると思惟し、それによつて行動するが故に、真剣で激越的で熱狂的で感情的であるのが特徴である。のみならず彼等の行動する動機は、殆んど常に利己を離れたものであるから、これを所謂感情的犯罪者として取扱ふことも出来ないことはない。けれどもかかる妄想を懐くものは、必ずや其の精神上に異常を有するものであつて、精神病の一症状としてそれが現はれるのである。故にこの種のもは、寧ろ前に述べた病理的犯罪者として述べべきものである。

これを要するに感情的犯罪者は、前に述べた諸種の犯罪者とは大に其の趣を異にしたものであつて、其の動機となる心情は、他を侵害して自己を利せんとするものではなく、自己犠牲的で他人の爲に盡さんとするものである。従つて

其の精神状態は、普通の犯罪者とは頗る相違し、所謂善良な感情が或偶然な原因から異常に昂進した特別な場合か、又は昂進し易い傾向ある人の場合である。故にこの種の犯罪者は、少くも其の犯罪時に於て、感情の激昂したものであり、周到な注意や考慮を回らす餘裕を有しなかつたもので、時にはその感情が爆發的に現はれ、全く衝動的に行爲したものですらも稀でない。

而してかかる熱烈な態度に入り易いことは、彼等が群衆の中へ投じたる場合に、比較的容易に煽動者となり又指導者となること多く、又時には特殊な激越的犯罪例へば暗殺の如き行爲をも敢てせしめることがある。

第十章 社會適應性

第一節 社會適應性と犯罪

以上五種に分類して述べたところは、各其の性質によつて犯罪行爲を敢てする關係を異にして居るが、而も其の相共通して居る點は、少くも其の時代の其の社會の生活に、健全な適應の出來なかつたものといふことが出来る。

大凡如何なる生物も、自己の生存する環境に對しては、假令其の程度に少からぬ相違はあるにせよ、適應し得るやうに作られて居る。けれども其の生物の生存して居る環境が、比較的單純なものである時には、其の適應して行かなければならない性質も單純であつて差支ないが、これに反して環境が比較的複雑なものである時には、其の適應して行かなければならない性質も、亦頗る

複雑に働かなければならない。而して人類は、すべての生物のうちで、最も複雑な環境を持つたものであつて、而も其の環境は他の生物などに見られるやうに、主として自然界から與へられたもののみではない。否寧ろ其の自然界から與へられた環境に對しては、古代民族の想像だもなし得なかつたやうな多大の征服と利用とに成功し、それを以て自らの發達せる標識として喜んだが、何ぞ知らん人類自らが創造し發明し組織した人爲的な様々な社會關係の環境には、思ひも寄らぬ煩瑣なものを見出して、其の複雑なのに驚き、自己の生存を、自ら作り上げた環境によつて脅し、そこに特殊な悲哀をすら經驗するに至つた。この事實を他方からいふならば、人類は他の生物には見られないやうな特殊な社會適應性を、其の人爲的な社會組織から要求されつつあることとなつた。而してこの要求されて居る社會適應性を缺くことは、二種の現はれ方によつて其の不健全を發揮することになるのである。其の一は消極的な社會不適應性

であつて、其の二は積極的な社會不適應性である。

一、消極的社會不適應性　これは其の精神並に身體の能力が敏活に働かない爲に、消極的な精力や退嬰的な性質を有し、従つて自ら進んで他を侵害することはないが、其の日常生活が其の環境の状態に伴はないで、不知不識の間に社會生活上の落伍者となり、又は他より扶養を受けなければ生活されないやうなものとなり、自ら犯罪者と墮することを厭ひながらも、遂には公の秩序や善良の風俗に反することとなるのである。カウフマンのいふ所動的犯罪者は、其の多くがかかるものより發生し、又クラウスのいふ虚弱的犯罪者も、かかる消極的な社會不適應性に因つて起るものである。

二、積極的社會不適應性　これは前者と反對に、其の精神並に身體の能力が敏活に旺盛に働く爲に、積極的な精力や進取的な性質を有し、従つて内的に發する種々な欲望を満足せしめようとして、自ら進んで他を侵害することが有り

勝ちとなる。この點で其の日常生活は其の環境の状態に伴はないで、自らを犯罪者たらしめるものである。従つて其の危険性は、前者の消極的なるに對して頗る積極的であるといはねばならない。カウフマンのいふ能動的犯罪者は、其の多くがかかるものより發生し、又クラウスのいふ勢力的犯罪者も、かかる積極的な社會不適應性に因つて起るものである。

この二種の現はれ方は、殆んど常に其の社會から厄介視されるものであつて、常に其の社會の健全な分子の負擔となるものである。而もかかるものは文明の進歩と共に、次第に増加する傾向がある。かかる意味からマックス・ノルドウの如きは、犯罪者を人類の寄生者だと呼んだ。其の所説によると、人類の自然的な生活状態は、他の高等な動物と同じやうに、自己と同類なるものを除いた自然から、其の扶養を得ようとして居るものであるのに、文明の進歩は、次第に生活の原始状態を離れしめると共に、頗る少數なもののみが其の自然を占有す

る事になり、其他のものは一時的な貸借關係で扶養を得ねばならないが、只借りるのみのものが出来るやうになる。換言すれば他人を恰も自己の需要及び欲求を満足せしめる材料のやうに思惟するものが出来る。これが即ち犯罪者である。この所論は經濟的方面に重きを置き過ぎた傾のあるものではあるが、兎に角犯罪者と呼ぶべきものは、其の行爲の現はれ方に於て社會不適應性の消極的なると積極的なるを問はず、直接の被害者に危害を加へ又それによつて社會の一般を脅かすことのある外に、其の社會が其の犯罪者の處遇をしなければならぬので、これを寄生的生活者と見ることは出来るのである。尤も時には消極的な社會不適應性を有するもののみを、寄生的生活者と見做して、積極的な社會不適應性を有するものは、悪性とか危険性とか犯罪性とかを有するものとして、これを前者と區別して考へられることもあるのである。けれども社會の健全な分子が、それ等から負擔を受けて居る點に於ては同じことである。

第二節 身體的條件と社會適應性

上述のやうに社會の健全な分子に負擔を加へるものは、要するに其の精神が身體かに不健全な點を有して居るものである。殊に犯罪なる事實が、單純な一時的の激昂や欲望の爲めにのみ起るものでなくて、行爲者の日常生活が其の力強い背景をなして居るのであるから、犯罪の原因としては單に精神的方面のみを過重視すべきものでないのはいふまでもないことである。即ち吾々の精神状態は、吾々の身體状態と離れて觀察することの出来ないものであるばかりでなく、身體状態特に筋力の薄弱であるといふやうなことのみに、健全な社會生活の出来ないやうな生活關係を有して居る人々は極めて多い。かかる意味から、犯罪心理の上で取扱ふべき社會適應性は、當然其の身體的方面をも充分に顧慮しなければならぬのである。

一、身體の虚弱 稟性に於ける精神的方面に、特別な不健全なものは見られ

なくとも、若し其の日常生活の背景が、努力を必要とし筋力労働を必要とするやうな場合には、身體の虚弱なことは極めて痛切な事實である。浮浪者の大部分と窃盜者の少からぬ部分とが、其の身體の虚弱なものであることは、其の社會適應性を觀察する上に、注意しなければならぬ點である。元來身體の虚弱なことは、筋力労働を不適當ならしめる外に、作業に對する興味を減せしめ、不快活な氣分に満たさしめ、厭怠の感を與へ、決斷力を鈍くし、努力を不可能ならしめ、容易に疲勞に導くものであつて、これ等は何れも奮闘的生活を持続しなければならぬやうな境遇者には、極めて不幸な運命に至らしめるものといはねばならぬ。

二、身體の疾病 身體の虚弱よりも一層人の運命を暗くするものは身體の疾病である。殊に不治又は難治の疾病に於てさうである。人々は如何にこの不治又は難治の疾病から逃れんとして、容易に特殊な迷信に陥り、甚だしい昏惑を

義 講 理 心 罪 犯

敢てし、恐るべき驚くべき行爲を辭せざるかで以て明かに推知することが出来る。のみならず疾病それ自體から、疾病者竝に其の家族に、如何に多くの生活的缺陷を與へ、それが爲に健全な善良な性質の所有者をして、已むなくも誤らしめるか、かかる事實の證明には餘りに其の材料に富んで居る。前に述べた病理的犯罪者は、其の疾病の症狀自らが、社會生活上他に危害を及ぼすが如きものをいふのであるが、ここにいふものは疾病の症狀には何等他に危害を及ぼすが如きものなきに拘らず、其の労働能力の不十分な爲に、已むなくも其の途を誤るものである。従つて社會救濟的特殊な機關が完備しなければ、又多數の貧窮者を根絶することが出来ないならば、生物の最も強い衝動である生きることにそれ自らの爲に、偶發的な時には豫謀的な不良行爲を敢てせしめるやうな状態に、人の精神を導くものといはねばならぬ。

而して疾病に罹つて居るもの自らから觀るならば、其の疾病の程度によつて、

義 講 理 心 罪 犯

必ずしも生きんことの爲めに他を侵すとは限らない。時には他を侵す丈けの精力を有しない不幸な状態のあることを知らねばならない。即ち戶外へ出て他に憐れみを乞ふ丈けの精力の餘裕すらないものもある。従つて疾病に罹つて其の生存に脅されつつあるものが、皆他より扶養資料を得ようとは努めないものであつて、それを努め得られるのは尙疾病の程度の軽度なものであつて、それ丈けの努力が可能なのである。兎に角消極的社會不適應性の中で、疾病状態にあるものは、最も消極的な退嬰的な性質を有するものである。

三、特殊な身體的特徴 身體的方面から觀て社會適應性に關係深きものには、尙種々なものがある。其の主なるものは次の數種である。

イ、不具 これはそれ自ら犯罪の原因たるものではないけれども、附帶的に犯罪の間接の誘因たることは往々ある。即ち不具者の中には、其の不具の性質によつて普通の奮闘生活に入ることの出来ない爲に、又普通の楽しい社交生活

の得られない爲に、落伍者や除外者や孤獨者に見られ勝ちな、淋しい偏した^{ゆが}くれた狭量な自暴自棄的な厭世的な故らに世に反抗するやうな精神状態を得易いものである。これ等は彼等の日常生活をして益々其の社會から引き離れしめ、不具なること自ら以外に、社會適應性を低下せしめるものである。

時には又不具なことから、それに因つて一般人の得て居る享樂の味はれない爲に、他の特殊な方面の享樂を強烈に追求せしめ、異常行爲にまで導くことすら稀でない。例へば聾者が、言語や音樂による社交上其の他の享樂の得られない爲に、性慾的方面に異常な享樂を求めようとして、不良行爲を敢てするが如きそれである。或は又不具によつて特殊な生活の方法の講ぜられ易いと共に、不具なることを悪用して、特殊な犯罪行爲の行はれることもある。例へば啞者が拘摸等をなして捕へられたり咎められたりした際に、巧に其の啞たるを以て罪狀を不明瞭に葬り去らんとするが如きそれである。其の他不具といふ程では

ないが、身體の異常に小さいものが、忍び込みによる窃盜を企てて成功し、遂にその方面の常習者となるが如き、上の場合と相類したものである。

ロ、風采 人の風采には先天性の要素も少くないけれども、後天性のものも亦少くない。そこで一定の生活状態殊に職業と風采とは、相當な程度に於て相關關係を有して居る。この事實の存在は、往々詐欺や脅喝などを企てるものをして、犯罪手段の重要なものとして着想せしめるものである。中には偶然に或惡戯の爲に單純に行はれたものが、極めて容易なる成功を收め得たるやうな場合には、それが原因となつて次には、故らに企てられた不良行爲を敢てせしめるやうな實例も間々あるのである。其の他特殊な風采態度が、群衆の指導者たり又煽動者たるに適することから、騷擾に關した犯罪を敢てせしめ易いことも、群衆に因る犯罪上興味ある事實である。

ハ、容貌の美醜 性慾問題の中心的勢力を有し勝ちな青年期及び壯年期に於ては、

性の選擇が異性の容貌に於て行はれることは頗る多い。従つて各人の容貌の美醜は、其の性慾的生活に少からぬ關係を生ぜしめることとなる。それ丈けに青年期及び壯年期の犯罪の關係にも、頗る注意すべき又興味ある事實を發生せしめるのである。例へば美貌を有するものが、異性から注目され易いのと、自ら他に優つて居るとの自信あることから、其の貞操觀を弛緩せしめ、異性を弄び又異性から弄ばれ勝ちとなり、着實な生活を厭ひ、浮薄な淫蕩な生活に感興を覺えしめ、間接に不良行爲を敢てせしめ易くなるのである。これに反して容貌の醜なることは、性の競争に劣敗者となり易く、その爲に異性からの偶然な誘ひや注目が、この好機を逸してはならないといふやうに、頗る眞劍な熱情を以て受け取られ、自己を忘れての惑溺に至ることすら少くない。その爲めに醜な容貌の所有者は、却つて淫逸を以て目されるものが少くない。この點は美な容貌の所有者の自負に基く淫逸と相異つて居る。これを婦人に就いていふなら

ば、彼等は性慾的生活を中心とし勝ちなものであるだけに、容貌の美醜は、其の日常生活の健全と不健全との原因に大なる關係を持つて居る。かの美婦に毒婦が多くて、醜婦に嫉妬から行はれる残忍な復讐行爲が多いといはれるのは、頗る意味の深いことである。即ち美婦は、自己の背景として多くの男子を得易いことと、それ等の男子が甘んじて美婦の指揮煽動誘惑に陥り易いこと、一般の人に信頼の念を與へ易いこととは、一度不良な方向へ進んだ美婦をして、益々其の不良な凄さを發揮せしめるのである。又醜婦は今迄に得られて居た愛が、一度失はれることになる、その再び得られることに頗る望が少い。そこで其の場合の嫉妬は、何時にても異性は得られるといふ美婦の有する餘裕のない丈けに、極めて猛烈に爆發的に現はれるのである。かくて醜婦の残忍性が發揮されるのである。

第三節 精神的條件と社會適應性

犯罪行爲が一つの精神的事實なる丈け、犯罪の考察に其の行爲者の精神状態を重要視すべきはいふまでもない。而して所謂社會適應性は、普通にこの精神的方面に於ていはれて居る。然らば如何なる點が注意すべきものであるか。いふまでもなく犯罪をなすが如き精神状態を當面の問題とするが故に、其の注意すべき方面は、其の時代の其の社會の生活に適應しないやうな現はれ方を主としなければならぬ。尤も吾人の精神状態の分析的説明は、實際上極めて困難なるものであつて、多くは抽象に過ぐる嫌ひがある。けれども以下説明の便宜上、普通の知情意の三分法に基いて、其の不健全の主たる點を述べることにする。

一、知能の不健全 吾人の日常生活には、其の社會の生活に應じた相當な知能が必要である。従つて甲の社會に於て必要な程度が、必ずしも乙の社會で必要な程度とはいはれない。けれども大凡以下に述べるやうな點は、殆んど何れ

の社會に於ても注意しなければならぬものである。

幼少の頃から不健全な境遇、例へば極端な窮乏せる状態や、狹隘な一室に多人数の同居するやうな状態や、適當な知能啓發の爲の教育を受けなかつた状態や、全然社會といふものを見聞しなくて生育した状態などから、社會生活に必要な材料的知識、社會に對する責任、所有權の觀念、自他の區別、生活形式の複雑な關係等を充分に理解し會得しなくて成長したものは、時に思はざる不良行爲を敢てして、而もそれに對する羞恥や罪惡に關する感の殆んど起らないやうになり勝ちである。この種のもものは、主として生活に於ける境遇に因るもので廣義の教育を缺いたものである。

これと共に主として其の先天的の不健全から、知能の缺陷あるものが少くない。其の最も甚だしいものは、前に病理的犯罪者の章で述べた白痴や痴愚や魯鈍がそれである。白痴や痴愚は論外として、中間者と見るべき魯鈍なものは觀

察・比較・判斷・選擇・推理・思考等が健全に行はれないから、其の場合を適當に考慮することが出來ず、先見することも出來ず、是非を判定することも出來ず、他人に詐られ教唆され煽動され易く、些細なる動機の爲めに不釣合な大罪を犯し、僅少な利慾の爲めに他に多大の危害を加へ易い。或は又複雑な享樂を味ひ得るだけの能力のない爲に、粗野な暴虐な殘忍な行爲に感興を懷き易く、その結果單純な惡戯又は遊戯的氣分の下に、猥褻行爲を敢てし、又は傷害行爲を犯し、或は又放火等を企てて、自ら喜べるが如きことも少くない。

かくの如くに知能の缺陷あることは、一には直接に其の缺陷それ自らから誤つて不知不識の間に犯罪に陥らしめ、二には間接に其の缺陷から招く精神的傾向から、自ら進んで或は好んで犯罪に入らしめるのである。通俗に、犯罪者には先見の明がないことや奇怪なことや原因不明のことや豫想外のことをなすものがあるといはれたり、又驚くべき程容易な誘惑や煽動にかかるものがあると

いはれるのは、要するに犯罪者の中に知能の不健全なものが多いことを示すのである。

二、感情の不健全 吾人の行爲には、其の如何なるものたるを問はず、必ずや幾分の感情要素を含んで居る。のみならず或意味からいふならば、吾人は常に或種の感情を基調として活動するものであるともいふことが出来るのである。従つて犯罪行爲と感情とは、極めて密接な關係を有して居るのである。

1、感情の興奮性 人の感情生活は、其の人の先天性並に生後に於ける境遇に因つて、其の活動の傾向が規定される。殊に其の境遇上、人の社會生活上に必要な種々な情緒が、充分に淘汰訓練されなくて終る場合には、其の社會の生活に應じたやうに情緒の發動を制御することが困難となるのである。或は又極めて狭い社會にのみ生活して居た爲に、其の感情の放恣な發動が、事情の異つた社會へ入ると共に、其の人格の不健全性を發揮せしめることとなる場合もある。

義 講 理 心 罪 犯

要するにこれ等は感情の興奮性の健全か不健全かの問題であつて、其の過敏なものは、普通人ならば何等興奮しないやうな刺激に因つて、急に激情に至り、精神の甚だしい動搖を來たし易く、自らも豫想しなかつたやうな無謀な行爲をなし易いのである。これは感情が衝動的なものであるからである。而して其の過鈍なものは、刺激に對する感受性が鈍い爲めに、普通人ならば相當な興奮を見るべきであるのに、容易に其の常軌を失ふのである。これ等の極端なものは、何れも病理的素因を有するものであつて、其の責任能力を認むることの出來ないものであるが、それ程に著しからぬものも、健全な社交生活の期待されないのはいふまでもなく、一般の犯罪者に於ても見られ易いのである。

□、特殊情緒の興奮性 或特殊な情緒例へば憤怒とか怨恨とか猜忌とか嫉妬といふやうな對他的に損害關係を生ぜしめ易い情緒が、特別に強く興奮しやすかつたり、それと反對に同情とか愛情とか憐憫とか羞恥といふやうな社會生活上必

要な情緒が、特別に鈍く興奮するものは、何れも不健全な生活をなし易いものといはねばならない。普通に感情に因る犯罪者の少からぬ部分は、上述のやうな不健全性を有するものに外ならない。同情や愛情や憐憫が、他を顧みる餘裕のないやうに強烈に起つて犯罪したやうな場合は、前に述べた感情的犯罪者であつて、これは寧ろ例外として見るべく、或は其の時の刺戟となつた特別な事情に因る偶發的のものといふことが出来る。

但し特殊な先天的不健全性を有して居なくても、生後に於ける特殊な境遇から、特殊な情緒の興奮性に異常あらしめることを忘れてはならない。例へば幼少の時に両親に離別し、又は酷薄な雇主や冷淡な外圍の中に生育し、その爲に普通ならば相當に發達すべきであつた同情や愛情や憐憫などが發達しなくて、その反對に好ましくない猜忌や憤怒や怨恨などの發動を容易ならしめる場合には、それ等に於て温みある情緒の發動を見難いのが寧ろ當然である。而して犯

罪者となれるものに於て、其の極めて大多數が生育關係に於て上の如き不幸なものが少くないことと、彼等に一面頗る性残忍酷薄なものの少くないといはれることとを、併せ考へる時には、上の事實の根柢を知ることが出来るのである。けれども又反面に於て、犯罪者の少からぬ部分が、眞實の又は眞實らしく見える同情や愛情によつて、極めて容易に誘はれ感動せしめられることは、一概に彼等の意志薄弱のみを以て解すべきものではない。即ち彼等は、人らしい同情や愛情に渴して居るのであつて、渴したるものが水を選ばないやうに、それに自己を投じてしまふのである。換言せば彼等が自らの生活に於て、如何に社會から受くべき同情や愛情を受けて居なかつたかを證するものである。社會から虐げられに虐げられ欺かれに欺かれた淫賣百餘犯といふ女が、膚を劈く寒い冬の日、司獄官から巡視の際に、「其處は寒からう、もう少し脇へ寄つて坐れ、手に日が當るから」といはれた眞實の詐りのない同情の言によつて、暗夜

に燈火を得たやうに人生の美しい温かな方面に觸れ、翻然永年の淫賣生活を捨て、立派な健實な生活を送る機縁を得た實話など、如何に犯罪者の感情の不健全な裏面に、悲惨な人生が潜んで居るかを知るに足るのである。

悖徳狂なるものを認める論者が、道徳的感情にのみ異常があつて、自己の行爲に對して何等の快若しくは不快を經驗せず、又後悔の念や羞恥の感を有しないのに、犯罪を取てするものがあるといつて居るが、この種のもは何れも道徳的にのみ異常があるのでなくて、他の知能の方面にも意志の方面にも異常を伴つて居るのが常であつて、精神病的のものかそれであれば異常性格者と呼ばれるべきものである。

へ、感情的融和性缺乏

吾人の感情生活の中には、日常の生活を融和し、精神を沈靜にし精緻にして行くものがある、其の最も著しいものは美的感情である。若しこの種の感情が、充分に發達せず居る時には、其の日常の行爲が粗放に

義 講 理 心 罪 犯

なつて、平和な穩健な生活が出來難くなるのである。犯罪者などの中には、殆んど全くかかる方面の特性を缺いて居るやうに、すべて粗野亂雜放态に行はれ勝ちなものが少くないが、これは彼等の生育時に於て、美的感情の養成されるやうな機會を持つて居なかつたのが其の主な原因といつてよいのである。即ち美的感情は、他の宗教的感情や論理的感情などと共に、吾人の感情生活に於ては最も高級な複雑なものである。従つて他の喜怒哀樂といつたやうな情緒に比較して、其の養成には一層適當な機會と刺戟とが必要である。然るに犯罪者の殆んど大部分は、其の幼少時よりの生活に於て、かかる高級な複雑な感情を發達せしめる丈の餘裕を持たなかつたものである。文化の發達と共に、民衆の娛樂は大に發達する傾向とはなつて來たけれども、而も其の日常生活から最も其の娛樂を必要とする貧窮階級者は、これを殆んど得て居ないのである。現代の犯罪者が、大多數をかかるとする貧窮階級者から出して居ることを思へば、犯罪者

の中に美的感情のやうな人生に極めて必要な感情を有するものの少いことも、決して不自然なことではないのである。

二、感情の不整 これは感情活動の整つて居ないものをいふのであつて、同じ感情が相類した刺激に因つて起つたに拘らず、或時には極めて興奮的であり、又他の時には極めて沈靜的であるといふやうに、全く別個の性格の現はれをなす如き場合をいふのである。この種の傾向は、氣分の變化し易い人に往々見られ易く、健全な状態といふことは出來ない。一部の論者が、犯罪者の中には其の精神生活の平衡を失ひ易いものが多いといつて居るのは、感情の刺激性である點にも因るが、又この感情の不整にも關係して居るのである。

ホ、感情の制御 感情殊に情緒は、對他人的に特殊な表情を以て直接に現はれるものであるから、其の放恣な現はれ方では、よく健全な社會適應性の得られない場合が少くない。即ちそれには常に或程度の制御が加へられねばならない。

義 講 理 心 罪 犯

而もこの制御は、社會の秩序の知識や習慣や道德意識等によつて行はれるものであるが、それ等は決して一朝一夕にして得られるものではなく、永い間の経験から陶冶されねばならない。従つて吾人の日常生活に最も關係の深い感情生活の健全は、稟性の健全なると共に、適當なる感情活動をなし得るやうな境遇を経なければならぬ。何となれば感情の發達は、直接の體驗によつて最もよく味はれ訓練されるものであるからである。この意味で、健全な境遇に生育したものは、極めて容易なことであつても、不健全な境遇に生育したものは、極めて相當の努力を以てしても頗る困難なことになるのである。

三、意志の不健全 これは特に感情の不健全と不可分離の關係にあるものであるが、説明の便宜上區別して述べることとする。元來吾人が或行爲をなすには、それを起すに至つた動機の働き出さんとする性質即ち衝動性と、それに對する自己の態度との二點に注意しなければならない。この二つの點は、次の三

つの場合に分けて考へることが出来る。

1. 制止力の缺乏 或欲望なり觀念なりが、吾人の行動を惹き起さしめる場合には、色々な起り方があるが、その内には極めて急速であつて、これに對する制止力の起るべき餘裕のないことがある。例へば性急な人や輕卒な人や徒に活動せんとする人の如き、何れも其の行爲の結果に對しては、殆んど何等の顧慮を回らすことが出来ないで行はれて居る。又前に述べたヒステリー性の人や癲癩性の方は、生來的にその制止力が薄弱であつて、動機の衝動性を支配することが出来ないで、輕舉妄動に至ることが少くない。或は又一時的に例へば酒精を用ひた爲めや感情激昂の爲めに、この傾向を時々顯著ならしめることがある。かかる人は、酒を飲んだ時ごとに又感情を激せしめた時ごとに、誤り易いのである。

ロ、衝動性の昂進 制止力の缺乏と相類した結果を得て、而も其の原因の異なるも

のは動機の衝動性の昂進である。その最も甚だしい場合は、精神に異常ある爲めに、自らは抑壓せんとして煩悶するけれども、或刺戟に接する時には、如何ともすることの出来ないやうな場合がある。かかるものは其の人に特殊な刺戟に因る衝動行爲に於て見られ易く、例へば習慣性の色情性犯罪者が、異性よりの刺戟を受けた場合には、全く平時の性格が變化したやうに、盲目的な行爲を敢てするが如き、又所謂強迫觀念を有するものが、嫉妬的觀念に苦しめられ、自らは其の誤れることを知りつつもそれを却けることが出来なくて、遂に思はざる行爲に至るが如きそれである。自ら不良なりと認めて居る愚癡の殆んど全部は、この種のものであつて、夜間人の家の戸の隙き居るを見る時は、何等の思慮なくして窃盜に入るが如き習慣性の窃盜者など亦その例である。従つてかかるものは、特殊な行爲をなすまでは何等自らを顧る餘裕もなかつたのであるが、一度其の動機を満足せしめてしまふと、急に自らを顧る餘裕が得られて、

後悔するが如きこと稀有でない。萬引のやうな簡單に刹那的に行はれる行爲に於て、殊にこれが見られ易いのである。

ハ、衝動性不充足且制止力過度　これは前二者の反對をなすものであつて、普通の人であれば當然行はるべきことが、行ひ得られないやうな場合である。例へば或欲望は起つても、それを行爲にまで導くことが出来ない。又なさねばならぬことがあると思つても、それ等に對する制止力が強きに失して、多くは神經組織上の開路作用が行はれなくて、それを行爲に現はすことが出来ないのである。かかる事實は、普通の人に於ても、疲勞や睡眠不足や榮養不良や神經衰弱や其の他主要機官の疾病などから、注意力が散漫して一定の事物に注意を持続的に集中することが出来ない状態である。かの無氣力とか因循とか怠惰とか退嬰とかいはれるやうな性質の人は、多くはこの種の傾向ある人である。かくて前述の二者が人をして積極的に發動せしめるのに、これは寧ろ消極的に至らし

義 講 理 心 罪 犯

め、犯罪行爲をなすにも頗る消極的な現はれ方を特徴として居る。例へば浮浪者や淫賣婦や乞食や遊蕩兒の少からぬ部分は、この種のものから發生するのである。

以上の如きものは、何れも健全な日常生活をなし能はぬものであつて、これを概括して健全な社會適應性を持たぬものといふことが出来る。

要するに犯罪の根本原因は、人と人との對立によつて先づ條件せられ、人の生れながらに有する生存の本能竝に生殖の本能に基くものである。虛榮といひ食慾といひ色慾といひ利慾といひ優越慾といひ射倖心といふ、皆この二つの基礎的本能から派生するものである。それ等が人の生存に最も根本的な要求のあるものであるだけに、人の生活を支配することも最も強い。又それ丈けに人と人が對立した場合に、他を侵害してまでそれ等の要求を満足せしめようとす。そこに犯罪となり不良行爲となる危険性がある。而してそれ等の要求が其

義 講 理 心 罪 犯

の社會の生活に適應して現はれるところに、社會適應性があり、其の社會適應性は、人の先天性にのみ因つて得らるるものでもなければ、又後天的の境遇にのみ因つて得らるるものでもなく、兩者の相關關係に因つて得られるものといはねばならない。

第十一章 犯罪行為の過程

第一節 動機に伴ふ經驗

犯罪の動機は、犯罪の性質によつて種々に相違を生ずるものであるから、動機に伴つて得られる經驗にも、種々な場合があるといはねばならない。

一、衝動的犯罪 特別な思慮を回らすことなく、或刺戟に對して全く盲目的に行はれるやうな時には、其の動機を意識せずして行はれる。其の最も典型的のものは、爆發的に起る感情性のもので、憤怒・恐怖・嫉妬・怨恨等の極度に昂進して行はれた場合がそれであつて、動機に對して特殊な複雑な經驗を伴つて居ないのが普通である。

二、有意的犯罪 一定の慾望を満足せしめんとして、犯罪の手段や方法を考